

教育委員会の点検・評価に関する報告書  
対象年度 令和5年度

守口市教育委員会

令和6年9月

# 目次

## I 教育委員会の点検・評価

### (1)はじめに

- ①点検・評価の対象
- ②点検・評価の方法

### (2)守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②所管事務の管理状況

### (3)教育委員会会議の開催状況及び審議案件

### (4)教育委員会の決算

### (5)評価一覧

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

### 学校教育分野

#### 【基本方針1】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

#### 【基本方針2】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

- 授業改善の推進
- 支援教育の充実
- 自学自習力の育成

#### 【基本方針3】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

- 人権教育の充実
- 生徒指導、キャリア教育の充実
- 道徳教育の充実

#### 【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

- 学校経営の改善
- 教育環境の充実
- 教職員の資質向上・研修の充実

## 社会教育分野

### 【基本方針5】

#### 生涯学べる社会をつくる

～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

#### ■社会教育の振興

過去の報告書はこちら↓



教育委員会マスコット  
もりもり

右の二次元コードから  
覗いてみてね！



守口市教育委員会  
公式ホームページ



守口市教育委員会  
公式X(旧Twitter)

# I 教育委員会の点検・評価

## (1)はじめに

### ①点検・評価の対象

守口市教育委員会では、市の教育理念を実現するため、毎年度、基本方針及び重点的に取り組む項目を「めざす守口の教育」としてまとめていましたが、令和6年度より教育大綱の計画期間に合わせて複数年度を対象としました。また、具体的な取り組みや方策によって到達すべき数値を新たに「目標」として設定しました。

これを、学校と共有するとともに、市HP等で公表し、目標と課題を明確に示し、学校、家庭、地域が連携した教育行政の推進をめざしています。本報告書では、令和5年度の重点項目を基本に、取り組んだ内容を項目立てし、点検及び評価の対象としました。

### ②点検・評価の方法

本報告書は、「めざす守口の教育」の達成状況をチェックする観点で作成しています。「めざす守口の教育」の「基本方針」に基づく具体的な取り組みの執行状況や成果を「結果」欄に端的に示しました。また、点検及び評価の客観性を高めるため、報告書の内容について学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

なお、「めざす守口の教育」の計画期間が複数年度となったことに伴い、本報告書についても様式を変更し、「今後の方向性」欄を削除しました。

## 【学識経験者】

### 学校教育分野

・大阪樟蔭女子大学 児童教育学部  
(児童教育学科)

非常勤講師 上杉 敏行 氏(2年目)

### 社会教育分野

・関西大学 文学部  
(総合人文学科 教育文化専修)

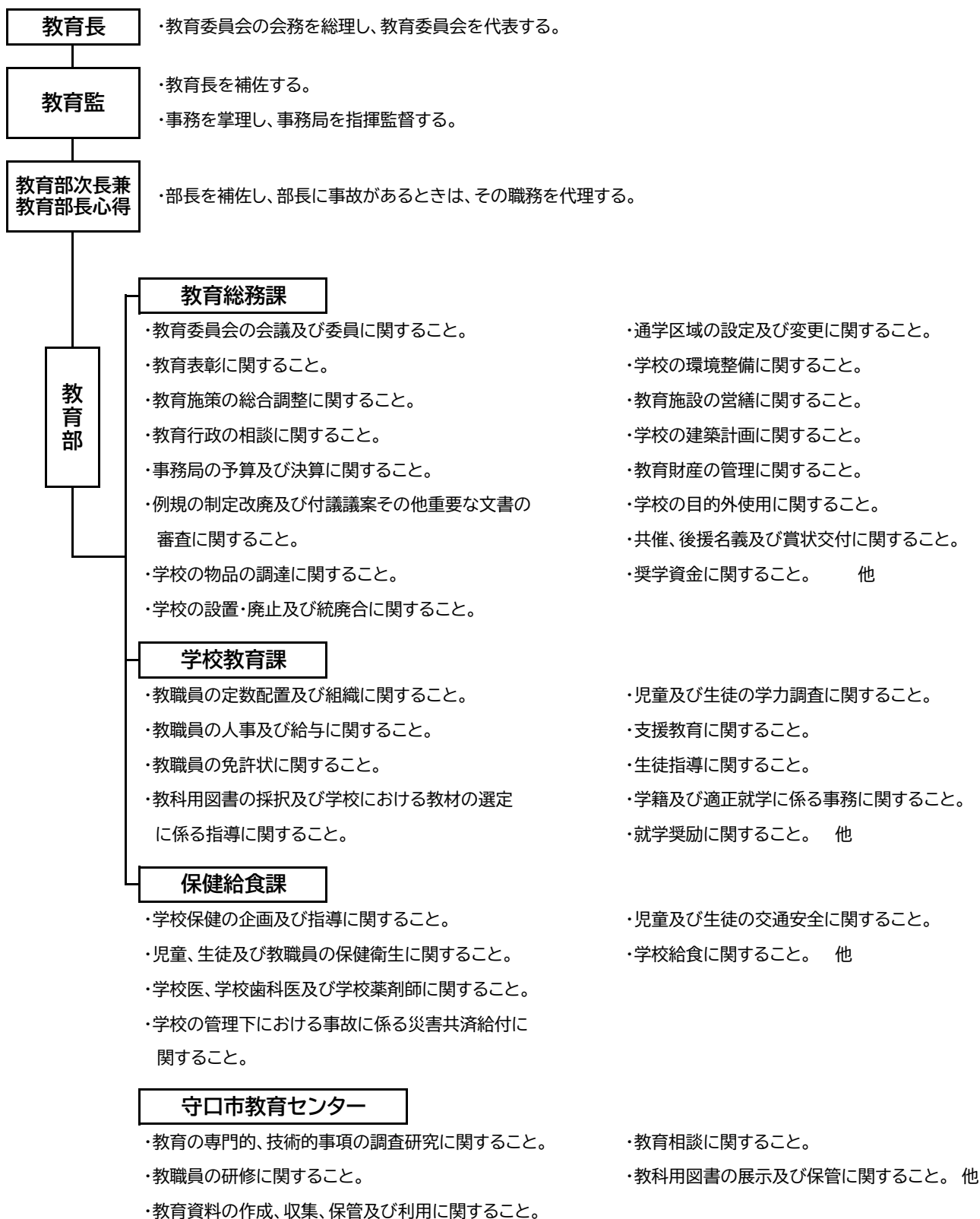
名誉教授 赤尾 勝己 氏(8年目)

## (2)守口市教育委員会の組織・構成

### ①教育委員名簿 令和5年度末現在

職名	氏名	任期		
教育長	田中 実	1期	令和5年 4月 1日	～ 令和8年 3月 31日
教育長職務代理者	杉岡 佐緒理	1期	令和2年 7月 7日	～ 令和6年 7月 6日
委員	田中 満公子	1期	令和3年 8月 2日	～ 令和7年 8月 1日
委員	古川 知子	1期	令和3年 9月 9日	～ 令和7年 9月 8日
委員	中野 澄	1期	令和6年 3月 11日	～ 令和10年 3月 10日

②所管事務の管理状況(令和5年4月1日現在)



<公立学校数>

小学校	中学校	義務教育学校
13校	7校	1校

<市長部局>

市民生活部長

市民生活部

- 地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を守口市市民生活部の職員に補助執行(※1)させています。本報告書においても、基本方針5の項目を担当しています。

コミュニティ推進課

・青少年の健全育成に関すること。

生涯学習・スポーツ振興課

・社会教育に関すること(コミュニティ推進課の所管事務を除く。)  
・文化財の保護に関すること。  
・学校施設の目的外使用に関すること(教育総務課の所管事務を除く。)

○ 「地方自治法」(抜粋)  
(事務の委任等)

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

- ※1 【補助執行】:自らの権限に属する事務の執行にあたり、職員等をして内部的に補助させること。権限の配分に変更を加えることなく、内部的に処理させるための方法であり、対外的には自らの名において事務が執行されることとなる。そのため、補助執行者の名が表示されることはなく、自らする行為としての効果を生じ、その責任も自らに帰属する。

(3)教育委員会会議の開催状況及び審議案件

教育委員会会議は月に1回開催(定例会)、必要に応じて臨時会を開催。

(令和5年度・・・定例会12回)

開催日程		審議案件
令和5年	4月17日 定例会	令和5年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(案)について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
	5月29日 定例会	守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見 令和5年度教育費補正予算案についての意見 令和6年度使用小学校教科用図書調査員の推薦について 新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について
	6月26日 定例会	守口市学校教育情報化推進計画(案)について 守口市教育委員会事務局職員の処分について
	7月31日 定例会	令和5年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について
	8月21日 定例会	令和5年度教育費補正予算案についての意見 令和4年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について 令和6年度 支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について 令和5年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)の結果の取扱いについて 教育長の営利企業等への従事に関する許可について

開催日程		審議案件
令和5年	9月25日 定例会	令和5年度教育委員会表彰について 令和5年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)における守口市の結果概要(案)について
	10月16日 定例会	損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見 令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について
	11月13日 定例会	令和5年度守口市教育委員会表彰について 令和6年度教育委員会臨時予算案について
	12月18日 定例会	さくら小学校施設整備方針(案)について
令和6年	1月22日 定例会	令和5年度教育費補正予算案についての意見 守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見 令和6年度 ICT活用による子どもの体力向上事業(小学校3・4年生スポーツテスト)の参加について 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について
	2月5日 定例会	令和5年度教育費補正予算案についての意見 令和6年度 教育に関する予算についての意見(案) 令和6年度 守口市立学校長等任命の内申案について



開催日程	審議案件
令和6年 3月25日 定例会	守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案  守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案  守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案  守口市教育委員会事務局職員の人事異動(案)について  守口市文化財保護審議会委員の委嘱について  令和6～7年度 めざす守口の教育(案)について  守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

## 教育委員会の決算

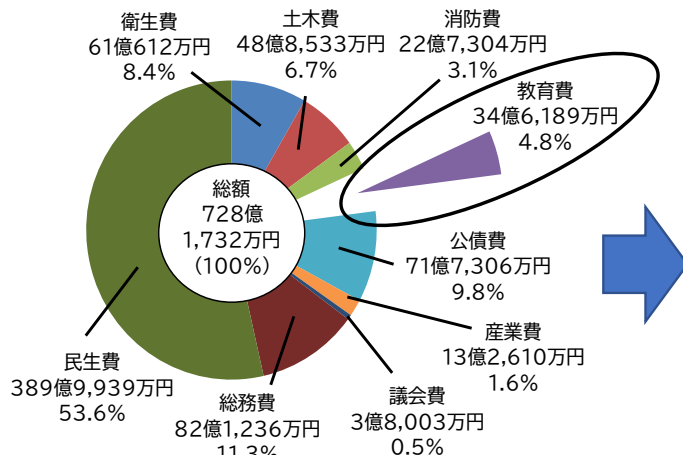
一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

(平成31年度(令和元年度)～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込み額)

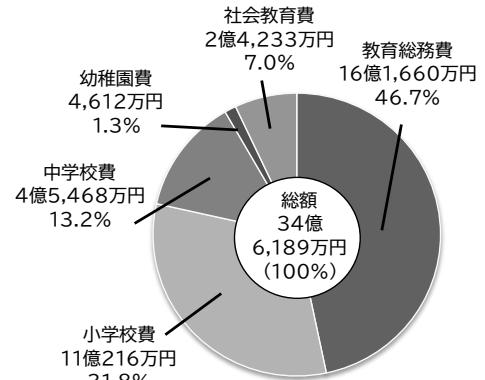
	平成31年度 (令和元年度) (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込み)
教育費	40億8,469万円	82億9,899万円	24億4,496万円	34億6,189万円	52億552万円
教育費以外※1	572億1,059万円	749億 214万円	689億8,966万円	693億5,543万円	666億1,756万円
総額	612億9,528万円	832億 113万円	714億3,462万円	728億1,732万円	718億2,308万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、産業費、土木費、消防費、公債費の合計額

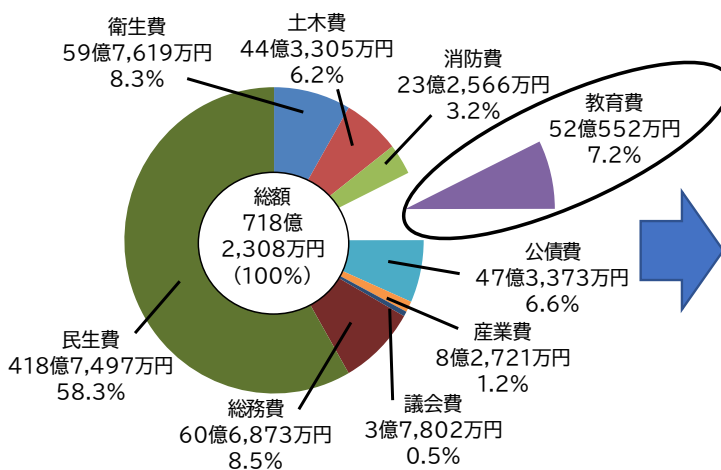
令和4年度一般会計決算の目的別内訳



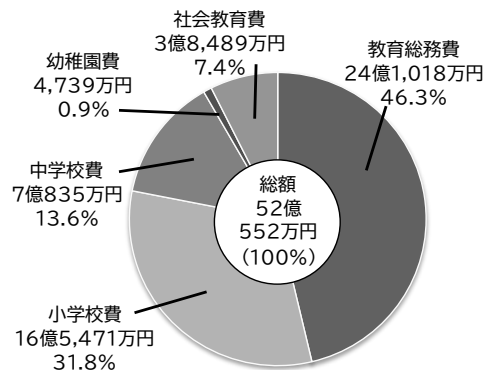
令和4年度教育費決算の目的別内訳



令和5年度一般会計決算(見込み)の目的別内訳



令和5年度教育費決算(見込み)の目的別内



※令和5年度教育費決算(見込み)金額増減額の主な理由

①教育総務費	○学校施設整備基金積立金の増加。
②小学校費	○屋内運動場空調設置及びLED化工事費用の増加。 ○守口小学校建設設計等業務委託料の増加。 ○八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務委託料の増加。
③中学校費	○屋内運動場空調設置及びLED化工事費用の増加。 ○八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務委託料の増加。
④社会教育費	○守口市立図書館多目的ホール照明改修工事費用の増加。 ○守口市立図書館空調改修工事費用の増加。

## (5)評価一覧

本市教育施策の方針であるの5つの基本方針をもとに設定されている重点項目ごとに、学識経験者からの助言を参考にして、教育委員会が全12項目について評価を行っています。

### 【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

#### 基本方針1 命を守る

～たくましく生きる健康と体力づくり～

重点項目1	健康・体力づくりの充実	P.10～	○
重点項目2	安全・安心な環境づくりの推進	P.13～	○

#### 基本方針2 学力を伸ばす

～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

重点項目3	授業改善の推進	P.16～	○
重点項目4	自学自習力の育成	P.21～	○
重点項目5	支援教育の充実	P.24～	○

#### 基本方針3 心を育てる

～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

重点項目6	人権教育の充実	P.29～	○
重点項目7	道徳教育の充実	P.31～	○
重点項目8	生徒指導、キャリア教育の充実	P.34～	○

#### 基本方針4 学校力を高める

～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

重点項目9	学校経営の改善	P.40～	○
重点項目10	教職員の資質向上・研修の充実	P.45～	○
重点項目11	教育環境の充実	P.47～	○

#### 基本方針5 生涯学べる社会をつくる

～学びと学びを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

重点項目12	社会教育の振興	P.50～	○
--------	---------	-------	---

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 1	命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～
方針目標	
<p>児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切なことであり、感染症対策をはじめ、学校の内外における事故や事件、災害や不審者等から児童生徒の安全を確保することが重要な課題となっています。同時に、児童生徒が自らをかけがえのない個として大切に、安定した心身で生活する力、強い不安やストレスにも対処できる力を、教育活動全体を通して培っていくことが求められます。その土台となる心と体をつくるため、安全安心な環境整備等、児童生徒の生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題への取組みの充実を図ります。関係諸機関との連携を図りつつ、中学校区での連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての児童生徒の健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>	

重点項目1		評価
健康・体力づくりの充実		○
No.	内容	
1	児童生徒が調和のとれた生活習慣を身につけるための自己点検カードなどを活用した取組みの推進	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校の実情に応じて、自己点検カード等を活用し、長期休業中の生活習慣を自分で計画・点検する等の取組みを行った。</li> <li>● 各校の実情に応じて、家庭調査票、家庭訪問や学期末懇談の実施等により家庭状況の把握に努めた。</li> <li>● 「保健の授業で学習した運動、食事、休養、睡眠に気をつけた生活を送れていると思いますか」の肯定的割合が全国平均よりも低い(『参考となる図表』参照)ことから、自己点検カードの活用を継続しつつ、児童生徒に調和のとれた生活を心がけさせる取組みを推進する。</li> </ul>
2	児童生徒が自ら健全な食生活を送ることができるよう、食に関する指導の全体計画等の改善及びそれに基づいた取組みの推進	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事の重要性や望ましい食生活などについて、各校が作成する食に関する指導の全体計画に基づき、授業や給食の機会などを生かして取組みを実施した。</li> <li>● 「朝食は毎日食べますか」において、「毎日食べる」との回答が全国平均よりも低い(『参考となる図表』参照)ことから、食に関する指導の全体計画をもとに発達段階に応じた食育を推進する。</li> </ul>
3	児童生徒が運動の楽しさや大切さを感じ自ら進んで運動する習慣を身につけられるよう、授業づくり及び外遊び等の運動機会の設定	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校が作成した「体力向上アクションプラン」に基づき、なわとび週間やマラソン週間など、運動するきっかけづくりや運動を楽しむことなどの取組みを行った。</li> <li>● 「あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか」の肯定的回答が中学校女子は全国平均より高いものの、小学校男女と中学校男子においては全国平均より低い(『参考となる図表』参照)ことから、専門性のある外部人材を活用する等、児童生徒が運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やす。</li> </ul>
学識経験者の意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点に改善傾向が見られることから、「体力向上アクションプラン」に基づく取組みの継続とその更なる効果に期待したい。</li> <li>● 毎年4月から5月にかけて、先生方が家庭訪問の実施等を通して、子どもたちの各家庭の状況がわかるようにしていることは評価に値する。今後も続けていただきたい。</li> </ul>
過去に学識経験者から受けた意見・助言		
意見・助言	部活動の在り方について、保護者に理解を得られるよう情報発信にも努められたい。	
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部活動地域移行の取組み状況について、学校を通じて発信するとともに、守口市PTA協議会で説明を行った。また、令和6年度より決定した「部活動の標準活動時間」(※1)についても周知した。</li> </ul>	

意見・助言	中学校等2年生女子の体力合計点が令和4年度において著しく低下している ので、改善を求めたい。
対応	● 各校で作成される「体力向上アクションプラン(※2)」に基づいた取組みを 継続することで、令和5年度において、中学校2年生女子の体力合計点は 47.03となり、全国平均値47.22とほぼ同値になった。(『参考となる図 表』参照)

**参考となる図表**

**具体的な取組み1～3 全国体力・運動能力、運動習慣等調査より**

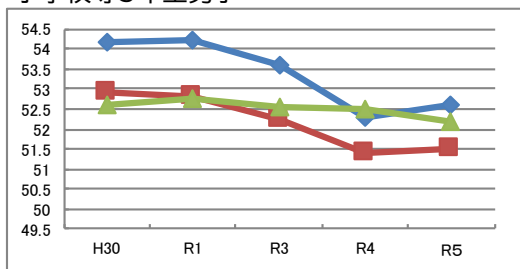
令和5年度 守口市の児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査結果( )内は全国の平均値

	小学校等5年男子	小学校等5年女子	中学校等2年男子	中学校等2年女子
保健の授業で学習した運動、食事、休養、睡眠に気 をつけた生活を送れていると思いますか。 (肯定的回答の割合)	79.3% (82.6%)	77.2% (83.0%)	76.2% (78.4%)	64.4% (71.2%)
朝食は毎日食べますか。 (「毎日食べる」と回答した割合)	74.3% (80.8%)	72.5% (79.4%)	77.0% (79.9%)	70.3% (72.7%)
運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツすることは 好きですか。 (肯定的回答の割合)	92.1% (92.9%)	82.2% (85.7%)	87.1% (89.4%)	72.6% (76.5%)
あなたにとって運動(体を動かす遊びをふくむ)やス ポーツは大切なものですか。 (肯定的回答の割合)	90.8% (93.8%)	88.1% (90.4%)	90.4% (92.0%)	86.0% (85.1%)
中学校に進んだら(中学校卒業後)、授業以外でも自 主的に運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツを する時間を持ちたいと思いますか。 (肯定的回答の割合)	88.8% (86.8%)	77.7% (83.6%)	84.2% (86.4%)	76.5% (72.7%)

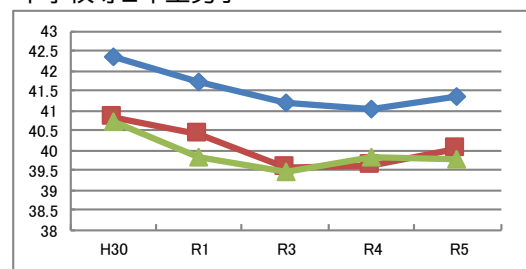
令和5年度 守口市の実技に関する調査結果と推移

体力合計点      ◆:全国    ■:大阪府    ▲:守口市

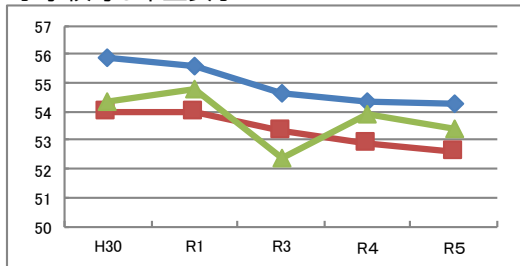
小学校等5年生男子



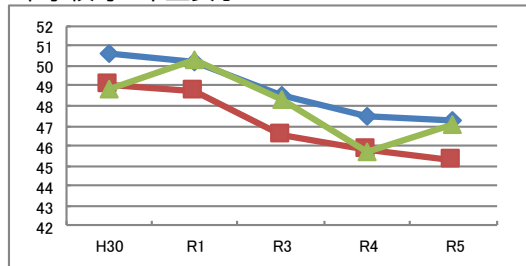
中学校等2年生男子



小学校等5年生女子



中学校等2年生女子



**※1【部活動の標準活動時間】**

長時間勤務を縮減することで、教職員の心身の健康を保ち、各校が教育活動の充実に取り組んでいくことができるよう、市立学校の部活動の活動時間について、原則、平日の1時間、17時までとしたもの。

※2【体力向上アクションプラン】

PDCAサイクルに基づく体育活動の活性化を図るため、各校が毎年策定している体力向上にかかる取組み計画。授業や授業以外での体力向上に取組み、全国体力、運動能力・運動習慣等調査結果等を活用した取組みの検証結果を踏まえ、毎年度更新している。

重点項目2		評価
安全・安心な環境づくりの推進		○
No.	内容	
1	児童生徒が自ら、手洗い、咳エチケット、身体的距離の確保等の感染症対策を行うための継続的な指導	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、各校において、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導など、基本的な感染症対策に継続して取組み、感染症拡大防止を図った。</li> </ul>
2	児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、避難訓練や「子ども安全・安心マップ」等を活用した取組み	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全市立学校において、避難訓練を2回以上実施した。</li> </ul>
3	児童生徒が発達段階に応じて、AEDを含めた心肺蘇生法等の応急処置を適切に実践する取組み	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業における児童生徒を対象としたAED校内実習を小学校7校と中学校は全校で実施した。</li> </ul>
4	児童生徒が日常生活において安全を意識した行動をとることができるよう、体育科授業における安全指導や交通安全教室等の取組み	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登下校中の児童生徒の事故発生件数は0件であった。</li> <li>● 守口警察署員が交通安全教育の授業を講話又は実技指導により実施し、児童生徒に対して安全への意識付けを行う機会を設けた。 小学校等：春・秋の交通安全教室を全校開催。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、実技指導を全校で再開 中学校等：4校で開催</li> </ul>
5	学校施設・設備の定期的な安全点検の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新設校を除く学校の遊具点検の実施、中学校屋内運動場バスケットゴールの点検及び吊下げ式ゴールに落下防止装置の取り付けを行った。</li> <li>● 高圧電気機器の経年劣化が進んでいる金田小学校・第一中学校・錦中学校の機器更新にかかる設計を行った。（※工事は令和6年度に実施。）</li> </ul>
6	家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校及び義務教育学校において年に1回、家庭・地域・関係機関と連携した「子どもを守る防犯声かけパトロール」を実施した。</li> <li>● 学校・保護者・地域から情報が寄せられた危険箇所について、現地確認を行うとともに、市の道路管理所管課及び守口警察署へ依頼し、啓発看板や路面標示の新設等の対応に繋がった。また、小学校等からのグリーンベルト設置要望を受け、市の道路管理所管課と協議し、204mを新設した。</li> </ul>



7	「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用したアレルギー対応の徹底	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時に迅速かつ正確に対応できることを目的に、「食物アレルギー疾患対応研修会」を実施。(令和6年1・2月に対面及びリモートで2回開催)</li> </ul>
8	学校給食の安全・安心な提供の実現に向けた給食指導の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の予防のため、手洗い、給食の持帰りの禁止、給食当番の児童の健康管理を徹底した。また、当番が使用するエプロンについては、全校で個人持ちとしている。</li> </ul>
9	「異物混入発生マニュアル」を活用した事案発生時の早期対応	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異物混入事案については、令和5年度は11件(令和4年度は28件)で、このうち、危険異物は0件(令和4年度は2件)であった。物資の納入から喫食に至るまで異物混入防止対策と異物混入発生時の適切な対応を定めた「異物混入対応マニュアル」に基づき、教室で異物混入が判明した場合、子どもたちの健康状態を第一に、健康被害の有無を確認したうえで、原因究明などを行った。</li> </ul>
学識経験者の意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登下校時の見守りと通学路の安全点検の継続により、事故発生件数0件を維持できるよう努められたい。</li> <li>● 令和5年度は異物混入事案が減少しているが、事案の撲滅に向け、引き続き衛生管理の徹底を図られたい。</li> <li>● 異物混入事案が起こった後の対応マニュアルを作成している点は十分に評価できるが、今後、異物混入事案がゼロになるような予防的措置を期待したい。</li> </ul>

<b>過去に学識経験者から受けた意見・助言</b>	
指摘事項	「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を実効性があるものとするため、常時見直しに努められたい。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」については、避難訓練実施後の教員による振り返り調査をもとに、各校における年度末総括会議等において検討し、必要に応じて見直しを図っている。</li> </ul>
指摘事項	登下校時の安全対策に関して、事故が起きてからでは遅いので、適宜、通学路の安全点検を実施し、関係機関と連携しながら安全確保に努められたい。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校、保護者、教育委員会が連携し、主に「子どもを守る防犯声かけパトロール」の実施時をはじめとして、定期的に実地の安全点検を行い、対策が必要な箇所については関係機関とも協議のうえで、啓発看板や路面標示の新設、グリーンベルトの設置などの取組みを進めている。</li> </ul>

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

<b>学校教育 基本方針 2</b>	<b>学力を伸ばす</b>  ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～
<b>方針目標</b>	
<p>小・中・義務教育学校においては、子どもたち一人一人が持続可能な社会の担い手として活躍することができるよう、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせ他者と協働して課題解決し、人生や生活、そして社会をより豊かなものにするための資質・能力の育成をめざします。</p> <p>そのため、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱をバランスよく育成します。</p> <p>誰一人取り残さず、すべての児童生徒が自分に合った学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組みを組織的な研究体制のもとすすめます。</p> <p>その際、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査、日常的な学習評価等の結果から児童生徒個別の状況把握・分析を行うとともに、児童生徒及び教員アンケートをあわせて分析することにより、目標達成に向けた取組みの改善を着実にすすめます。また、ビデオ会議システムやクラウド等を活用したオンライン授業についても、日々の授業と連続するものにとらえ、デジタル教材や協働学習に適した機能・ソフトを効果的に活用するなどオンラインの特性を生かし、豊かな学びを実現します。</p>	

重点項目3		評価
授業改善の推進		○
No.	内容	
1	すべての児童生徒が「わかる・できる」と実感できるよう、一斉授業においても「授業のユニバーサルデザイン」(※1)の3つの視点「焦点化」「共有化」「視覚化」を取り入れた授業づくりを組織的に進めるための研究体制の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業のユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業作りを組織的に進め、「授業がよくわかる」の肯定的回答が(小)R4:87.0%→R5:87.2%、(中)R4:77.5%→R5:78.8%と増加している。</li> </ul>
2	児童生徒が義務教育9年間の学びを積み上げられるよう、発達や学びを見通した指導を行うための中学校区ルール(※2)の活用・改善や「中学校区合同研究会」の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全中学校区において「めざす子ども像」を小・中及び学校運営協議会で共有、全中学校区で中学校区ルールを実施した。</li> <li>● 中学校区合同研究会を全中学校区で実施した。</li> </ul>
3	児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高められるよう、互いを認め合える学習集団づくり	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎週開催する学力向上推進教員担当者会(※3)において、全国学力・学習状況調査等の分析のみにとどまらず、児童生徒アンケート結果から各校の非認知能力(※4)に課題のある児童生徒に対する適切な支援方法やその向上に向けた取組みの工夫について協議を行った。令和6年度も引き続き実施する。</li> <li>● 「今の自分が好き」「よいところがある」「クラスの人役に立っていると感じる」の肯定的回答の割合が小・中学校とも昨年度より2ポイント以上向上した。(『参考となる図表』参照)</li> </ul>
4	児童生徒が「伝え合う」「書く」「読む」力を高められるよう、すべての教科等において協働学習ソフト(※5)等を活用した学習活動の設定	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● iPadや電子黒板などのICT機器(※6)を活用した授業づくりを進め、iPadを使ってプレゼンテーション資料やレポートを作成して自分の意見をまとめる活動が、R3:27.8%→R4:41.7%→R5:47.6%、それをもとに交流したりする活動がR3:25.7%→R4:31.7%→R5:33.6%と、iPad活用をはじめた令和3年度以降向上している。</li> <li>● ICT機器を活用した授業づくりにより、「友だちと話し合ったり、協力したりして問題を解決したりすることができた。」の肯定的回答は、R3:77.8%→R4:83.1%→R5:85.3%と、iPad活用をはじめた令和3年度以降向上している。</li> </ul>
5	児童生徒が情報や情報手段を自ら選択できるよう、発達段階に応じた情報活用能力の育成	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「iPadやインターネットを使うとき、危険なサイトをさけたり、情報が正しいかを考えたりしながら使えたと思う」の肯定的回答が91.8%と高い割合となった。</li> </ul>

6	すべての児童生徒が学び続けられるよう、学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業(※7)の改善に向けた研究	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏期、冬期教職員研修において、クラウド(※8)を活用した授業づくり研修を実施。研修後アンケート「授業で活用したい」の肯定的回答の割合が100%となった。</li> </ul>
7	児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度を身につけられるよう、学習者用デジタル教科書等の効果的な活用の研究	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習者用デジタル教科書実証事業へ参加し、「外国語」(全小・中学校)と「算数・数学」(市内全校の半数)の学習用デジタル教科書を提供し、本格導入に向けた研究を推進した。</li> </ul>
8	すべての児童生徒が個別最適な学びを実現できるよう、児童生徒個別の状況に合わせたきめ細かな指導を充実させるための少人数・習熟度別指導などの授業形態の工夫	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校等は府の加配教員を、中学校等には市費教員を配置し、少人数指導等を行い、例えば、算数科の「割合」や「速さ」といった学習の理解度に大きく差が出ると考えられる単元において、きめ細かな指導を進めた。</li> <li>● 「授業がよくわかると思えるように、授業の内容や展開等を工夫していますか」(市立学校教職員アンケート)の肯定的回答が小・中学校ともに96%以上(『参考となる図表』参照)であり、高水準であるものの、小学校で低下している原因を分析し、不断の授業改善を行っていく。</li> </ul>
9	児童生徒が学習に必要な情報を得られるよう、学校司書等との協働・連携による各教科等における学校図書館(※9)機能の計画的な利活用	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全市立学校において学校図書館年間利活用計画を策定するとともに、同計画を学校司書と共有した。</li> <li>● 全校に電算化システムを導入し、計画的な利活用に繋がられるようにした。</li> </ul>
10	夜間学級において生徒のニーズに合った学びを実現できるよう、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府加配や日本語指導支援員を活用し、授業が始まる前の課外の時間において個別指導を実施した。</li> <li>● 生徒の実態や習熟の程度に応じて、授業だけでなく、生徒のニーズに応じて個別指導を実施した。</li> </ul>
学識経験者の意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに引き続き取り組まれ、全ての児童生徒が「わかる・できる」授業の推進に努められたい。</li> <li>● ICT機器を活用した授業を肯定的に評価している児童生徒の割合が年々増加しているなど、着実な成果が見える点が大いに評価できる。</li> <li>● 中学校区ごとに学習スタンダードを統一する取組みは、小中の段差解消にも効果があり、更なる取組みの進展に期待する。中学校区合同研究会の実施も、市が進める小中一貫教育の理念に合致しており、拡充願いたい。</li> <li>● 少人数指導の取組みは、単に少人数にすることの効果だけでなく、少人数だからこそ可能な学習方法の研究を併せて進めるようお願いしたい。</li> <li>● 授業のユニバーサル・デザインによって、各教科や時間で工夫がなされていることがわかった。今後のさらなる展開に期待をしたい。</li> </ul>

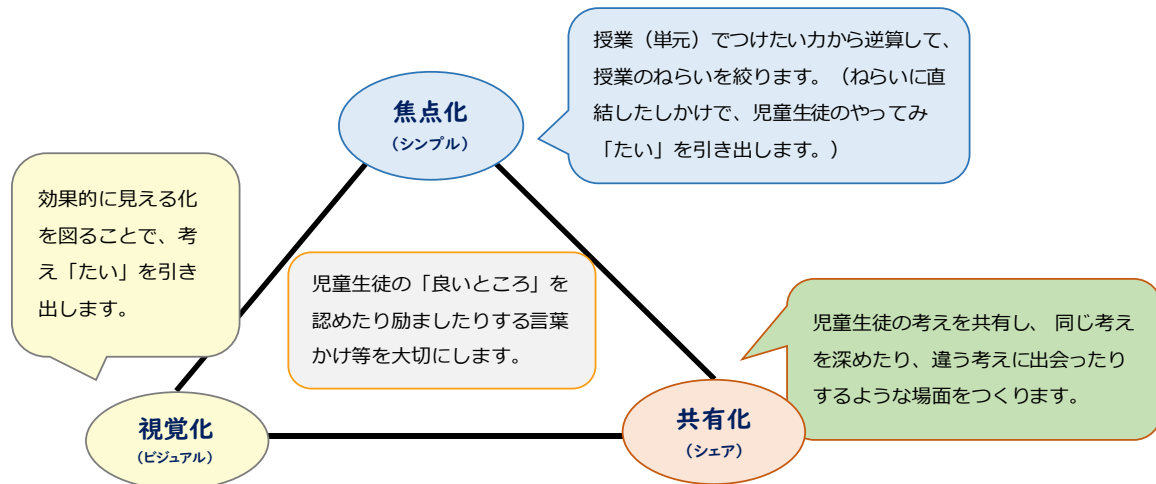
## 過去に学識経験者から受けた意見・助言

意見・助言	守口市の子どもたちの学力(学力調査の平均値)が、大阪府の平均値よりも低いことが課題である。更に状況が改善するよう、学力向上にかかる組織的な取組みの一層の推進に期待したい。
対応	● 引き続き学力向上推進教員を軸とした学力向上の取組みを推進しつつ、クラウド上で各校の学力向上推進教員間で好事例を日常的に横展開できる仕組みを作る。
意見・助言	デジタル教科書の活用やICT支援員の増員など行政のサポートが進んでいることも評価できる。
対応	● デジタル教科書やデジタル教材、協働学習ソフト等の活用好事例を市内に発信した。また、ICT支援員を令和4年度に2名増員し5名配置、令和6年度には更に1名増員し6名配置とし、学校巡回により授業支援や研修を行い、アプリケーション活用等のマニュアルを作成している。今後も教職員のニーズに応えるよう支援を充実させる。

## 参考となる図表

### 具体的な取組み1

授業ユニバーサルデザインの3つの視点



### 具体的な取組み3

児童生徒アンケートにおける肯定的回答の割合(%)

【小学校等】

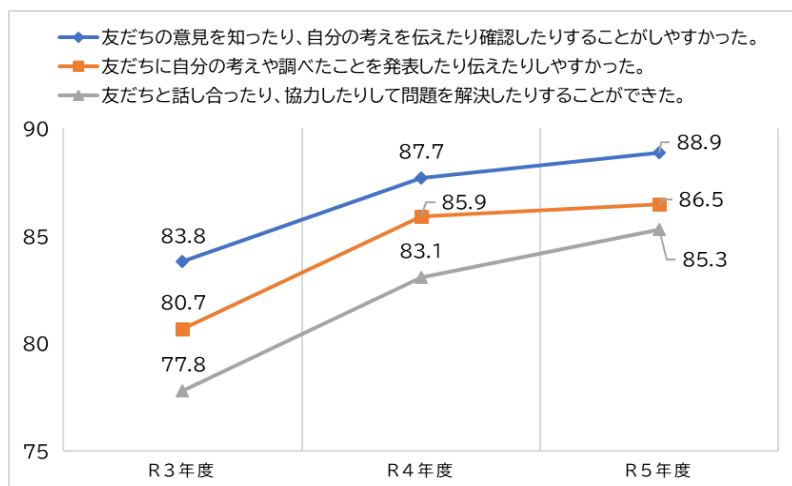
	R5.2	R6.2	差
わたしは、今の自分が好きです	67.2	70.2	3.0
わたしには、よいところがあります	73.3	76.6	3.3
わたしは、クラスの人の役に立っていると感じています	59.9	65.3	5.4

【中学校等】

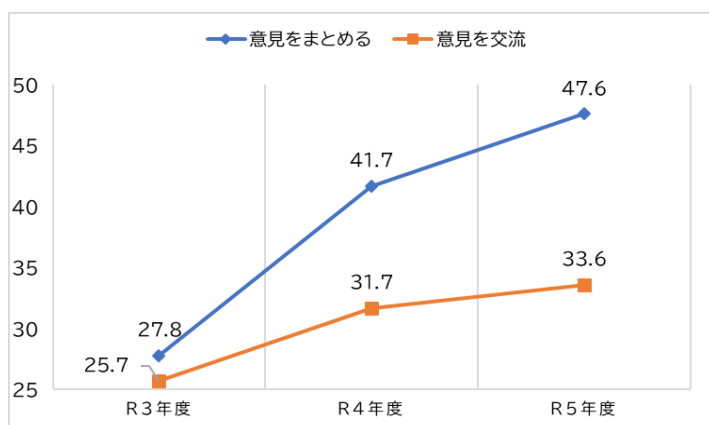
	R5.2	R6.2	差
わたしは、今の自分が好きです	62.3	67.2	4.9
わたしには、よいところがあります	70.5	74.2	3.7
わたしは、クラスの人の役に立っていると感じています	55.9	58.3	2.4

## 具体的な取組み4

iPad活用による協働的な学びの肯定的な回答割合の推移(児童生徒のICT活用状況調査)(%)



iPad活用場面の推移(児童生徒のICT活用状況調査)(%)



## 具体的な取組み8

教職員アンケートにおける肯定的回答の割合(%)

授業がよくわかると思えるように、授業の内容や展開等を工夫していますか

学校種別	調査数	肯定的回答割合(%)	差
小学校等	100	96.6	-3.4
中学校等	98.4	99.5	1.1

### 【参考】

◆学力向上にかかる目標値の達成状況(授業改善にかかる項目) 肯定的回答の割合(%)

【小学校等】	目標値※	R5.2	R6.2	差
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	84.5	84.5	86.2	1.7
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	74.8	74.8	75.3	0.5
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	79.5	79.5	74.1	-5.4
【中学校等】	目標値※	R5.2	R6.2	差
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	87.9	87.9	87.3	-0.6
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	80.2	80.2	80.7	0.5
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	86.8	86.8	85.3	-1.5

※目標値…全国学力・学習状況調査結果の直近3か年平均

### ※1【授業のユニバーサルデザイン】

授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「分かる・できる」授業づくり。焦点化・視覚化・共有化の一例。

焦点化：単元の目標を踏まえ、本時の目標を明確にする

視覚化：イメージがしにくい図表や児童生徒の発言、注目すべきところがわかるような強調表示などを行う

共有化：一人一人の気づきや疑問を意識的に共有する

### ※2【中学校区ルール】

9年間の系統的な学習規律や家庭学習の時間のめやす等を中学校区で統一し作成したスタンダードプランや学習の手引き等。

### ※3【学力向上推進教員担当者会】

全校に配置する学力向上にかかる教育活動全体をコーディネートする担当者(学力向上推進教員)による原則週1回の会議。

### ※4【非認知能力】

テストでは測ることができない力のことで、粘り強く課題に挑戦する力(頑張る力・自己抑制・目標への情熱)、気持ちをコントロールする力(自尊心・楽観性・自身)、人と協調して取り組む力(社会性・経緯・思いやり)などがある。

### ※5【協働学習ソフト】

教員や児童生徒同士がクラウド上でつながり、学習活動を共同で進めるためのツール。教材の配布、意見や作品の交流などができる。本市では、ベネッセ「ミライシード」、Microsoft「Teams」を主に活用している。

### ※6【ICT機器】

電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと(ICTはInformation and Communication Technologyの略)。

### ※7【オンライン授業】

インターネットを利用した授業の配信。また【オンライン学習】はインターネット接続を前提とした、学習用タブレット端末等を利用して行う学習。

### ※8【クラウド】

手元のコンピュータで利用するデータやソフトウェアがネットワーク経由で提供されるサービス。

### ※9【学校図書館】

学校図書館法(昭和28年法律第185号)の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備学校図書館は、次の3つの機能を有している。

#### 〈読書センター〉

児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育むための、自由な読書活動や読書指導の場としての機能

#### 〈学習センター〉

児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするための機能

#### 〈情報センター〉

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成に資するための機能

重点項目4		評価
自学自習力の育成		○
No.	内容	
1	児童生徒が自主的・自発的な家庭学習習慣を確立できるよう、定期的な会議等による教員や保護者・地域等の関わりの工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎週開催する学力向上推進教員担当者会において、中学校の定期テストに合わせて小学校も含めた中学校区全体で家庭学習週間を設定する等の好事例を共有し、各校の取組みを進めた。令和6年度も引き続き実施する。</li> <li>● 「学校の授業以外での平日における1日あたりの勉強時間」について、小学校で「30分以上」、中学校で「1時間以上」と回答した割合は減少(『参考となる図表』参照)しており、AIドリルや協働学習支援ツール等、ICT機器とクラウド環境を効果的に活用した家庭学習の設定など、家庭学習習慣の定着に向けた取組みを行っていく。</li> </ul>
2	児童生徒が、授業との連続性を意識し、達成感や自己有用感を味わいながら取り組むことができるよう、教科や学年間の連携による家庭学習課題の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業と家庭学習の連続性について、研究指定校の八雲中学校が公開授業において実践報告を行った。公開授業には全校の校内研究担当者が参加し、指定校の取組みを広めることができた。</li> <li>● ドリルパークやタブレットドリルの自主学習ソフトの活用研修を行った。</li> <li>● 自律を促す取組みに繋がるよう「長期休業中の習慣カレンダー」を作成し広く教職員に提供、教職員が自校の児童生徒の実態に合わせて改良したり作り替えたりして活用できるようにした。</li> <li>● 「家で、授業の予習・復習をしている」についての肯定的な回答の割合は、小・中ともに向上(『参考となる図表』参照)しており、授業に関連する家庭学習に対して主体的に取り組めるようになってきている。</li> <li>● 「ドリルパークやタブレットドリルの学習履歴を授業立案に役立てたか」の教員アンケート結果では、肯定的回答が27%であった。今後も取組みを継続する。</li> </ul>
3	児童生徒が効率的・効果的に学ぶことができるよう、学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習の推進	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オンラインで課題の配布と提出を行う、音読の宿題を動画で提出する、協働学習のチームに児童生徒一人ひとりがコメントを送信するなどの学習用タブレット端末を活用した家庭学習の実践を取材し、広く教職員に情報提供したり、研修や会議で取り上げたりして実践を広めた。</li> <li>● 児童生徒のICT活用状況調査「学校の宿題でiPadをよく活用した」の肯定的回答は、R4 44.4%→R5 48.6%と昨年度からは増加したが、今後も一層充実させる必要がある。</li> </ul>
4	児童生徒が自分に合った学習に取り組むことができるよう、市費教員(※1)や地域ボランティアの参画等による放課後学習会の充実	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市費教員や地域ボランティア等を活用した放課後学習会を、小・中ともに定期的で開催した。</li> </ul>



児童生徒が読書の機会を増やすことができるよう、学校図書館の毎日開放の実施、読書通帳(※2)の活用、家読(うちどく)(※3)の推奨	
5	<p><b>具体的な取組み及び実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の取組みに加え、各校において、読書週間の設定や読書カードの作成、読んだ冊数やページ数を見える化して表彰する取組みを進めた。</li> <li>● 「学校の授業以外での平日における1日あたりの読書時間」について、10分以上読書をする児童生徒の割合は小学校で横ばい、中学校で向上(『参考となる図表』参照)したが、小・中ともに目標値には届かなかった。児童生徒にとって居心地の良い学校図書館となるよう、内装やレイアウト、掲示物等の環境整備を行い、読書習慣の定着を図っていく。</li> </ul>
	<p><b>学識経験者の意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市費教員の加配による手厚い学習支援の効果に期待したい。</li> <li>● 自学自習力に関する目標値設定(全国平均値)がそもそも低いと考える。より高い数値目標を掲げ、家庭学習習慣の確立に向け、より一層努力されたい。</li> <li>● 令和6年度から、市内の子どもたち全員の通塾率の調査を行っている。これから毎年、通塾率のデータを蓄積しながら、子どもたちの学力との相関関係を探っていただきたい。</li> </ul>

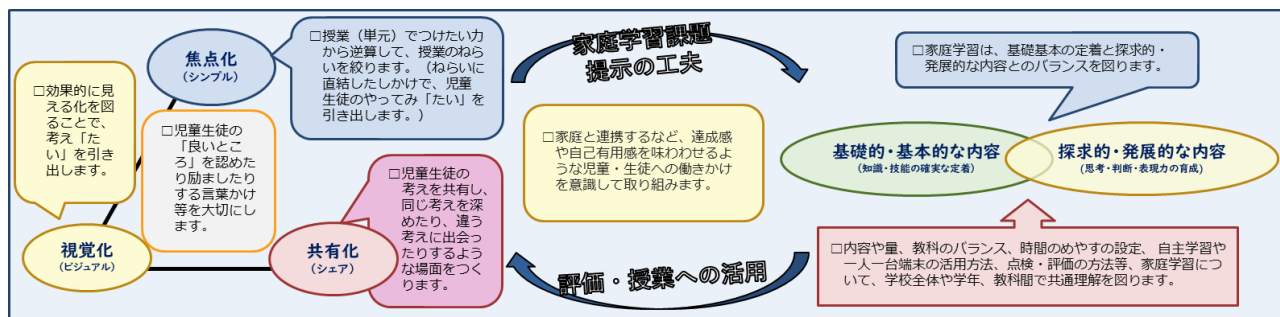
過去に学識経験者から受けた意見・助言	
<b>意見・助言</b>	中学生の読書時間の少なさが課題と考える。読書習慣の定着に向けて、朝読書は読書に親しむのに有効な取組みであるので、各校に広がることを期待したい。
<b>対応</b>	● 学力向上推進教員会議等で朝読書をはじめとした各校の工夫した取組みを共有する。また、令和6年度に実施している児童生徒がしやすい学校図書館整備についてモデル校の取組みを横展開する。
<b>意見・助言</b>	「家庭学習」の実態を把握することはよいが、同時に、守口市における子どもたちの通塾率についても調査すべきであろう。学習塾での学習と家庭学習の相関関係を分析してみてもどうか。
<b>対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙で小学校6年及び中学校3年生については把握をしている。その他の学年については児童生徒アンケートを実施し把握する。</li> <li>● 令和6年度の通塾率の結果から分析を行う。</li> </ul>

参考となる図表				
<b>具体的な取組み1、5</b>				
◆学力向上にかかる目標値の達成状況(自学自習力にかかる項目) 肯定的回答の割合(%)				
【小学校等】	目標値※	R5.2	R6.2	差
家で、授業の予習・復習をしている	69.3	68.9	74.1	5.2
学校の授業以外での平日における1日あたりの勉強時間(30分以上)	86.6	76.5	75.1	-1.4
学校の授業以外での平日における1日あたりの読書時間(10分以上)	63.0	59.1	59.1	0
※目標値…全国学力・学習状況調査結果の直近3か年平均				

【中学校等】	目標値※	R5.2	R6.2	差
家で、授業の予習・復習をしている	56.7	56.7	57.4	0.7
学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間 (1時間以上)	66.4	61.3	58.3	-3.0
学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間 (10分以上)	50.4	36.5	38.7	2.2

※目標値…全国学力・学習状況調査結果の直近3か年平均

## 具体的な取組み2. 授業と家庭学習の連続性について



### ※1【市費教員】

市費により各中学校及び義務教育学校に1名配置し、国語・数学を中心としてきめ細やかな少人数指導の実施と家庭学習の定着に向けた支援を行う人材。

### ※2【読書通帳】

市内の図書施設における読書記録をつけることができる通帳。図書館内に設置されている読書通帳機を通すことにより、借りた本のタイトルや著者名、貸出日が印字される。通常一冊あたり300円の費用がかかるが、市内在住・在学の中学生以下は無料。小学校入学時には学校で配布を行っている。

### ※3【家読(うちどく)】

「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで、家族のコミュニケーションを図る」ことを目的にした取組み。決まったルールやスタイルはなく、各家庭に合ったスタイルをつくる。例えば、家族や身近な人と同じ本を読む、読んだ本の感想をみんなで話し合う、自分のおすすめの本を教え合う、家族や身近な人に本を読んであげる、など。

重点項目5		評価
支援教育の充実		○
No.	内容	
1	支援教育コーディネーター(※1)を中心とした定期的な校内支援委員会等の開催	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校の支援教育コーディネーターが中心となって定期的に校内支援委員会を開催した。</li> </ul>
2	児童生徒が自らの障がいにおける困難を主体的に改善・克服するための「個別の教育支援計画(※2)」及び「個別の指導計画(※3)」の作成及び活用	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援学級に在籍、もしくは通級による指導を受けている児童生徒については「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成し、小・中での情報共有や、放課後等デイサービス等の支援事業者とのケース会議、家庭児童相談との連携等において活用した。</li> </ul>
3	「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、自立活動(※4)の実施と必要な時間数の設定や指導方法の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援学級に在籍、もしくは通級による指導を受けている児童生徒は、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて、個々の障がいの状況の克服や自立に向けて、自立活動の指導内容及び授業時数を設定し、指導を行った。</li> </ul>
4	読上げや拡大機能などのデジタル教材等を活用した各教科等の授業におけるきめ細かな配慮の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象児童のいる小学校等3校にてマルチメディアデージー教科書(※5)を活用した。また、各校において個々の障がいの状況に応じて1人1台端末を活用し、撮影機能を使用して板書の代用、デジタル教材を使用して図形の作図場面での活用等、様々な配慮を実施した。</li> </ul>
5	医療的ケアが必要な児童生徒とその保護者が安心して学校生活を送るための学校看護師等の活用	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアを必要とするすべての児童生徒に学校看護師を1名ずつ配置するとともに、必要に応じて訪問看護の派遣を行った。</li> </ul>
6	配慮を要する児童生徒や単独で行動することが困難な児童生徒が授業への参加と円滑な学校生活を送るための特別支援教育支援員(※6)及びスクールヘルパー(※7)の活用	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となる児童生徒に対してスクールヘルパーを派遣するとともに、令和5年9月1日から学校介助員(※8)を14名配置した。今後も児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう継続して実施する。</li> </ul>

	客観的かつ専門的な視点による手立ての充実に向けた、リーディングスタッフ(※9)等による訪問相談(※10)の計画的な活用	
7	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市のリーディングスタッフによる通級にかかる訪問相談は年間10回(小学校等5校、中学校等3校)実施。障がいの専門的な視点から、守口支援学校(知的)、交野支援学校(肢体)等のリーディングスタッフによる訪問相談は、年間16回(小学校等6校、中学校等2校)実施した。今後も児童生徒へのきめ細やかな支援や指導に加えて、教職員の児童生徒との関わり方も含め、継続的に実施する。</li> </ul>
8	すべての教職員が児童生徒理解を深めるため、「気づきが支援のスタート(※11)」等を活用した校内研修の計画的な実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援学校等から講師の招聘や、市作成の支援教育冊子を活用など、支援教育や障がい理解等に関する研修を計画的に実施した。</li> </ul>
9	交流及び共同学習(※12)等を通じた障がい者理解教育の推進	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交流及び共同学習の充実に向け、全教職員で、支援を必要とする児童生徒の障がいの状況や配慮内容について共有するとともに、子どもたちへは支援学級の担任が、交流学級へ出向き、障がい理解教育に関する授業を実施した。</li> </ul>
10	「接続期カリキュラム」(※13)等を踏まえた学校と認定こども園等との連携推進と発達の継続性を考慮した教育環境や指導方法の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校12校、中学校3校、義務教育学校1校において、認定こども園等と児童園児の交流等を実施した。またすべての小学校及び義務教育学校において認定こども園等の教職員との連絡会を開催した。</li> </ul>
11	障がい種別に応じた計画的な合理的配慮の提供と教育環境の整備	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度は、拡大読書器、拡大教科書、点字教科書等を提供し、令和6年度就学児童に対しロジャーマイク発信機2台、車椅子児童用机椅子の整備、トイレや階段に手すりの設置等、個々の障がいの状況に応じて教育環境を整備した。</li> </ul>
	学識経験者の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援教育充実のため人的支援を拡充することは必要であり、学校介助員の配置が始まったことを評価したい。今後、保護者や教員の声を集めるなどして効果を検証し、事業の拡大を図りたい。</li> <li>● 視覚障がいと聴覚障がいを有する子どもたちへの合理的配慮がなされていることを高く評価したい。今後は複合的な障がいを有する子どもへの配慮もしていただきたい。</li> </ul>

<b>過去に学識経験者から受けた意見・助言</b>	
意見・助言	学校看護師やスクールヘルパー、特別支援教育支援員の配置を計画的に進め、介助を必要とする児童生徒への支援体制の充実にも努められたい。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度9月より新たに、日常的に介助を必要とする児童生徒(身体障がい者手帳や、療育手帳A、B1取得児童生徒)に対して学校介助員を配置し、さらなる支援体制の充実を進めている。</li> </ul>

## 参考となる図表

### 具体的な取組み6. 支援教育にかかる支援員等

名称	対象	人数
特別支援教育支援員	全校	45名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒が在籍する学校	18名
学校看護師	医療的ケア児が在籍する学校	4名
学校介助員(R5.9～)	医療的ケア児が在籍する学校	14名

### 具体的な取組み10

就学前施設との校種間連携の取組みについて		小学校等	中学校等
子ども間	取組みをする	13	3
	ア 体験入学等	3	2
	イ 授業や行事の交流等	11	1
	ウ クラブ・生徒会・児童会活動への参加	1	1
	エ その他(※右に記入してください)	0	0
	取組みをしない	1	5
教員間	取組みをする	14	3
	オ 進路や入学にかかる連絡会等	14	1
	カ 定期的な連携会議等	1	1
	キ 合同研修等	0	0
	ク 保育・授業の相互参観や行事交流等	2	1
	ケ 出前授業・交換授業等	0	1
	コ 系統的なカリキュラムの作成・確認等	0	0
	サ その他(※右に記入してください)	0	0
	取組みをしない	0	5

令和5年度 大阪府 公立小学校・中学校・義務教育学校支援教育にかかる児童生徒への対応及び教職員研修等の調査より

#### 【参考】支援学級について

年度	小学校及び義務教育学校(前期)			中学校及び義務教育学校(後期)		
	支援学級数	在籍数	割合	支援学級数	在籍数	割合
令和5年度	82	473	8.12%	38	209	7.48%
令和4年度	87	499	8.63%	35	205	7.21%
令和3年度	78	448	7.76%	31	176	6.17%

※割合は、支援学級在籍児童生徒数を分子、全児童生徒数を分母として算出

#### ※1【支援教育コーディネーター】

校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

#### ※2【個別の教育支援計画】

長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。

### ※3【個別の指導計画】

各教科や自立活動の指導において、一人ひとりの児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。

### ※4【自立活動】

障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。支援学級に在籍している児童は必ず取り入れることとされており、児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じて、指導時数や具体的な指導内容等を決定する。

### ※5【マルチメディアデージー教科書】

読書が困難な児童生徒に対し、文字や音声、画像を同時に再生することができるデジタル録音図書。文字の大きさや色、行間等も変更することができる。

### ※6【特別支援教育支援員】

教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒の、健全な育成及び学校における特別支援教育の推進に資するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う。

### ※7【スクールヘルパー】

平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童生徒を対象として、学校行事等において付添いを行う。

### ※8【学校介助員】

令和5年度9月から市費によって配置し、障がいのある児童生徒の内、身体障害者手帳、療育手帳A・B1を取得している児童生徒に対して、学校生活上の介助を行う。

### ※9【リーディングスタッフ】

研修会の講師を務めるなど、市の中核となって支援教育に関して指導的な役割を果たす教員。市内の教員だけでなく、支援学校の教員も含まれる。

### ※10【訪問相談】

指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童生徒の指導方法について、各学校を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。

### ※11【気づきが支援のスタート】

平成21年3月に市教委が中心となり作成した支援教育冊子。支援を要する児童生徒が安心できる環境づくりと声かけの工夫や連携の方法等を掲載。

### ※12【交流及び共同学習】

障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動すること。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある。

### ※13【接続期カリキュラム】

本市の幼児教育、また小学校教育の現状と課題を踏まえ、認定こども園等と小学校において、それぞれが児童生徒の健やかな成長を保障する上で大切にすべき視点や内容、取組みについて示したもの。

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 3	心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～
方針目標	
<p>「こども基本法」が制定され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等、多様な社会的活動に参画する機会を確保するとともに、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保します。また、自己肯定感や自己抑制力など児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。</p>	

重点項目6		評価
人権教育の充実		○
No.	内容	
1	児童生徒一人ひとりが自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を身につける、指導計画等に基づいた、さまざまな人権教育(※1)に関する指導	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分や他者の人権を守り尊重する意欲・態度を育てることを目標に、児童生徒の発達段階や実態を踏まえ、各教科領域との関連性・系統性を明確にした年間指導計画の作成とそれに基づいた人権教育学習を実施した。</li> <li>● 児童生徒対象の学校評価アンケートにおいて、「人権の大切さについて学ぶ機会がある」など、人権にかかる項目で肯定的割合は、R4:88.7%→R5:90.9%と向上した。</li> </ul>
2	学校全体の人権感覚を高めるための校内研修の実施と日々の教育活動全体における指導方法の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校及び中学校区において、人権に関する校内授業研究を実施するとともに、実情に合わせてテーマを設定し教職員研修を実施した。</li> </ul>
3	外国人児童生徒が母国の伝統文化に根ざした自己の確立と自己実現を支援するための取組み	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課外活動として在日外国人児童生徒交流会(※2)を小学校10校、中学校3校で実施した。</li> </ul>
4	日本語指導を必要とする児童生徒が、学校生活や社会生活へ適応できる、日本語指導にかかる「特別の教育課程の編成」(※3)、通訳やICTの活用による支援	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語指導を必要とする児童生徒に対して、①自立援助通訳の派遣、②日本語指導加配教員による個別指導などの支援を実施した。</li> <li>① 対象児童生徒25人:中国語、タガログ語、ネパール語、英語、ベトナム語、タイ語</li> <li>② 対象児童生徒38人:中国、フィリピン、ベトナム、ネパール、パキスタン、ブラジル、タイ、カンボジア、インドネシア</li> </ul>
5	児童生徒が相談しやすい「相談窓口」の設置と周知方法の工夫	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校において、「相談窓口」の設置を学校だよりや学校家庭間デジタル連絡ツール等で周知した。</li> </ul>
学識経験者の意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国学力・学習状況調査の結果から、3割近い児童生徒が困りごとや不安を大人に相談できていない現状を踏まえ、相談窓口の周知だけでなく、子どもが相談しやすい環境整備も検討されたい。</li> <li>● 外国人児童生徒が母国の伝統文化に根ざした自己の確立や自己実現を支援する取組みを行っていることを、高く評価したい。</li> </ul>
過去に学識経験者から受けた意見・助言		
意見・助言	SNSを使った人権侵害事象も生起しており、情報リテラシーと併せて児童生徒に指導願いたい。	
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「SNSノートおおさか」(※4)等を活用した授業を実施し、情報モラル教育を実施している。</li> </ul>	



意見・助言	新渡日児童生徒の急増は喫緊の課題。学校だけの対応にも限界があるので、行政からの手厚い支援をお願いしたい。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立援助通訳派遣事業において、昨年度より継続して派遣対象となる20名に加え、今後も新たに対象となる児童生徒の就学が予想されるため、当該事業を拡大し、更なる支援体制の充実を図る。</li> <li>● 多様な言語に対応できるよう、大学等とも連携し、通訳者及び派遣時間の確保に努めていく。</li> </ul>

## 参考となる図表

### 具体的な取組み2

令和5年度 人権教育研修講座(市教委主催開催)

回/実施日	研修名・内容	講師
第1回 7/7	『ともに生きるということ』	バクバクの会～人工呼吸器と共に生きる～ 関西支部 新居 真理 氏 他
第2回 7/28	夏期二日研 「ともに学び ともに育つ」教育	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員 一木 玲子 氏
第3回 7/31	夏期二日研 フィールドワーク(羽曳野市立人権文化センター)	NPO法人サポートネットワークぬくもり 理事長 塩谷 幸子 氏 他
第4回 8/25	「外国にルーツのある子どもたちによりそうために」	大阪大学 大学院人文学研究科外国学専攻 講師 近藤 美佳 氏
第5回 10/18	『ともに生きるということ』	わくわく育ちあいの会 代表 佐々木 サミュエルズ 純子 氏

### 具体的な取組み5

相談件数

(件)

	教育相談【教育センター】		教育相談 【教育専門相談員】	いじめホットライン	メール相談	LINE相談
	電話	面会				
R4	133	25	898	0	10	39
R5	183	19	820	1	17	36

#### ※1【さまざまな人権教育】

「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、児童生徒、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、加えて日本人拉致問題、LGBTQ等の個別的な人権課題を視点においた人権教育。

#### ※2【在日外国人児童生徒交流会】

放課後等に、児童生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。それぞれの国の言語や文化等を伝える講師を派遣し、食事や音楽などを通して交流する。

#### ※3【日本語指導にかかる「特別の教育課程の編成」】

日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の向上や在籍学級における各教科等の学習活動に日本語で参加する能力を養成するため、一人ひとりの実態を踏まえた上で、指導の目的・内容、形態及び場所、指導計画等、個々に応じたきめ細かな教育を行う弾力的なカリキュラム。

#### ※4【SNSノートおおさか】

大阪府松原市、泉南市、守口市で組織する「SNS ノートおおさか」作成委員会とLINE未来財団が共同で開発した情報モラル教材。

重点項目7		評価
道徳教育の充実		○
No.	内容	
1	道徳教育推進教師(※1)を中心とした全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道徳推進教師が中心となって各校の道徳教育全体計画・年間指導計画の検証・改善や、各中学校区の実情に応じた校内研修体制を確立することを目的とした研修を実施した。</li> <li>● 「特別の教科 道徳(※2)において、取り上げる題材を児童生徒自らが自分自身の問題としてとらえ、考え、話し合うような指導の工夫をしていますか。」(全国学力・学習調査:学校質問紙)の肯定的割合が、(小)R4:92.9%→R5:92.9%、(中)R4:100%→R5:87.5%と中学校で減少した。</li> <li>● 令和6年度は、「道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて～継続的な学びを促す授業づくり～」をテーマに、対話的かつ9年間を見通した継続的な学びを促す授業づくりに関する研修を年2回行い、道徳教育に対する理解の深化及び教職員の授業力向上を図る。</li> </ul>
2	「道徳の教科書」・副教材・体験的な活動等を効果的に組み合わせた指導方法の研究	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて～深い学びを促す授業づくり～」をテーマに、「特別の教科 道徳」の時間における対話的かつ深い学びを促す授業づくりについての必要な知識等を習得させ、本研修内容を踏まえた校内研究が積極的に行われることを目的とし、道徳教育推進教師を対象とした研修(3回)を実施した。(講師:四天王寺大学 教授 杉中 康平氏)</li> <li>● 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」(全国学力・学習状況調査:児童生徒質問紙)の肯定的割合が、(小)R4:75.4%→R5:82.8%で向上、(中)R4:86.9%→R5:86.4%とほぼ横ばいになった。</li> </ul>
3	指導方法の改善に生かすとともに児童生徒の成長につながる道徳科の評価	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校で授業実践と児童生徒の成長に繋がる評価にかかる研修を実施した。また、研修内容をもとに対話を要とした授業づくりについて研究する等、道徳科の授業を通して生徒の成長を促すよう指導方法の改善に取り組んだ。</li> <li>● 「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか。」(全国学力・学習状況調査:児童生徒質問紙)の肯定的割合が、(小)R4:68.2%→R5:76.1%で向上、(中)R4:68.8%→68.3%とほぼ横ばいとなった。</li> </ul>
4	「道徳科」の授業公開や地域人材の活用による家庭・地域との連携促進	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各校の実情に応じて、地域ボランティアを募り、社会体験や昔遊びなどの郷土の文化伝統に親しむ活動を実施した。</li> </ul>

5	「郷土学習もりぐち学」(※3)等を活用した各教科等での我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地図や写真を拡大したり、添付のリンクで学習を深めたりするなど、デジタル教材の活用により、個別最適な学びの実現に向け授業改善に取り組んだ。</li> <li>● 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(全国学力・学習状況調査:児童生徒質問紙)の肯定的割合が、(小)R4:47.0%→R5:77.7%、(中)R4:35.4%→R5:58.7%と大きく向上した。</li> </ul>
学識経験者の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と答えた割合が小・中学生共に大幅に増加しており、「郷土学習もりぐち学」等の学習成果が現れていることを大いに評価したい。社会に貢献できる子どもの育成に継続して取り組まれない。</li> <li>● 市で実施している道徳研修を受けた後、学校で共有する校内研修がどの程度行われているのかも調査されたい。</li> <li>● 道徳の授業においては、郷土や地域社会を愛することにとどまることなく、グローバルに開かれた視野を子どもたちにもっていただきたい。</li> </ul>	

※1【道徳教育推進教師】

道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より各校に設置。小・中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

※2【特別の教科 道徳】

学習指導要領の一部改正により「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」(道徳科)として位置づけられることとなった。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面实施となっている。

※3【郷土学習もりぐち学】

児童生徒が、郷土である守口市への愛着と誇りを深め、市民としてのふるさと意識(参画・定住)を育むため、従来の社会科のみならず、各教科や道徳、総合的な学習等においても幅広く守口市について学ぶとともに、郷土芸能の体験学習等も合わせたデジタル教材。

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 4	学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～
方針目標	
<p>複雑化・多様化した教育課題を解決していくため、校長はリーダーシップを発揮し、学校の組織や業務の在り方などを見直すことで、教職員や各種支援員等が適切に役割を分担し、連携・協働しながら課題の解決にあたる体制の構築に努めます。</p> <p>また、学校運営協議会を通じて、学校・家庭・地域の協働体制を構築させ、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。これらを通して、教職員が授業や担当分野の専門性を高める時間を確保しつつ、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめていくことで、教職員の資質向上に努め、学校力を高めます。</p> <p>加えて、センターサーバやクラウドを活用し、誰もが日々の授業改善等に生かせるよう、優れた教材等を全教職員で共有する仕組みの充実を図ります。</p>	

重点項目8		評価
生徒指導、キャリア教育の充実		○
No.	内容	
1	児童生徒が振り返りや自己評価を通じて自己の将来等に関して主体的に考えることができるよう、キャリア・パスポート(※1)を効果的に活用した取組み	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校においてキャリア・パスポートを活用し、学年や学期の自身の成長を見通したり、振り返ったりする学習活動を行った。</li> <li>● 「将来の夢や目標を持っていますか」(全国学力・学習状況調査)の肯定的回答の割合は、小・中ともに向上した。(『参考となる図表』参照)</li> </ul>
2	児童生徒がよりよい学校生活づくりに参画する態度を身につけることができるよう、中学校区における児童会・生徒会による自治的活動等の推進	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市生徒会交流会を年2回開催し、各中学校等における自治的な取組みについて生徒自身が交流できる機会を設けた。小学校及び義務教育学校では異学年交流について、中学校ではよりよい学校生活づくりにかかる意見交流について、児童会・生徒会を中心に各校で実施した。</li> <li>● 「学級の友達(生徒)との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広めたりすることができますか」(全国学力・学習状況調査)の肯定的回答の割合は、小・中ともに向上した。(『参考となる図表』参照)</li> </ul>
3	地域や大学、就学前施設等との協働による交流活動や体験活動の実施及び中学校等の職場体験活動や社会人講話の実施、地元企業等の出前授業の活用	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各教科・領域の指導や部活動指導等の教育活動において、人材バンク等を適宜活用し、地域や大学との協働を行った。</li> <li>● 取組事例を共有し、各校へ指導助言を行った。</li> <li>● 中学校等全校で職場体験活動や地元企業等と連携した社会人講話を実施した。</li> <li>● 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」(全国学力・学習状況調査)の肯定的回答の割合は、中学校で減少したが、小・中ともに90%以上と高い割合を維持している。(『参考となる図表』参照)</li> <li>● キャリア教育(※2)にかかる地域等と協働・連携した学習活動の事例等を周知し、中学校等の取組みの充実を図る。</li> </ul>
4	チーム学校(※3)による生徒指導体制を充実させるための校内研修の実施	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校で生徒指導にかかる校内研修を実施した。</li> <li>● 「学校に来るのが楽しいです」の肯定的回答が小・中学校ともに令和4年度から向上した。 小:82.2→83.8%、中:82.6→83.5%(R4→R5)</li> </ul>
5	生徒指導上の諸課題に対し、「専門職の役割及び活用に関するガイドライン」に基づくスクールカウンセラー(※4)・スクールソーシャルワーカー(※5)等の活用の徹底	
	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドラインに基づく活用について各校へ指導助言を行った。</li> <li>● スクールソーシャルワーカーを各小学校及び義務教育学校にR4・R5:14人配置し、ケース会議への参画や児童生徒個別の支援などを行った。</li> <li>● 府スクールカウンセラーを、R4:14人→R5:12人配置し、ケース会議への参画や児童生徒個別の支援を行った。府配置のスクールカウンセラーは、令和4年度途中に増員となったが、令和5年度には拡充が図られず、令和6年度に市事業として全小学校等13校にカウンセラーの配置を行い、課題解決に向けた専門家活用を促進している。</li> </ul>

	児童生徒がいじめ防止の意義を理解し、適切な判断・行動ができる力を育む集団づくりや個別指導	
6	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校でいじめに関する内容を取り扱った人権教育や道徳教育を実施するとともに、いじめの相談窓口を周知し、子どもたちが気軽に相談できる体制づくりに取り組んだ。</li> <li>● 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の肯定的回答の割合は、中学校で減少したものの、小・中ともに93%以上を維持している。また、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の肯定的回答の割合は、小学校で向上、中学校でほぼ横ばいとなった。(『参考となる図表』参照)</li> <li>● いじめの未然防止にかかる取り組みについて指導助言を行うとともに、「SOSの出し方に関する教育」にかかる教職員研修を実施した。</li> </ul>
	不登校(※6)児童生徒の社会的自立に向けた、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや学生フレンド、適応指導教室、教育専門相談員等の活用及びフリースクール等の民間教育施設等との連携	
7	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生フレンド派遣回数を拡充し、活用児童生徒数が大きく増加した。 小:21人→53人(R4→R5) 中:R4:2人→R5:11人(R4→R5)</li> <li>● 学校に配置するスクールカウンセラー等12人、スクールソーシャルワーカー14人が不登校ケース会議に参画したり、児童生徒や保護者との面談を行うなど、専門家による不登校児童生徒の指導を行うことができた。</li> <li>● 適応指導教室(※7)と民間教育施設連携を1回実施した。</li> </ul>
	暴力行為等に対する小学校・義務教育学校前期課程からの毅然とした指導の徹底	
8	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校長会において市が作成した問題行動対応チャートに基づき対応するよう指導した。全校で暴力行為に関する校内研修を行った。</li> <li>● 暴力行為発生件数並びに2回以上繰り返し暴力行為を行った人数は小・中ともに増加となったが、専門家を活用して早期に的確なアセスメントを行い、個に応じた支援を行う。(『参考となる図表』参照)</li> </ul>
	関係諸機関と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催	
9	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校で守口警察や枚方少年サポートセンターとの連携による非行防止教室、守口ロータリークラブ等との連携による薬物乱用防止教室を実施した。</li> </ul>
	「いじめホットライン(市教育センター)」等の相談窓口の周知	
10	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育相談窓口の周知を紙媒体及び電子データ配付により10回(市窓口:4回 府窓口:6回)行った。市相談窓口では、必要に応じて学校と連携しながら児童生徒や保護者の支援を行った。 電話:133→183件、いじめホットライン:0→1件、メール:10→17件、LINE:39→36件(R4→R5)</li> </ul>
	SNS等によるトラブル防止に向けた専門家や「SNSノートおおさか」等を活用した情報モラル教育の一層の推進	
11	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報モラルを含む情報活用能力育成に関する教職員研修を1回、情報担当者会を2回実施し、教職員の指導力向上を図った。</li> </ul>
	学習用タブレット端末からのキーワード検索(自殺・家出等)へのフィルタリングによる見守り	
12	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● キーワード検索のあった学校へ連絡をし、児童生徒の特定、対応、報告を依頼し、教委育委員会内で情報を共有した。 フィルタリング件数:1224件</li> </ul>

学識経験者の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力行為の発生件数や不登校児童生徒数が増加していることから、より危機意識を持って対応する必要がある。ケース会議を充実させるなど、専門家を活用した組織的で機動的な指導体制の構築に努められたい。</li> <li>● 「人の役に立つ人間になりたい」と考えている児童生徒の割合が9割を超えているのは素晴らしい結果である。この子どもたちの健やかな成長に期待したい。</li> <li>● 今後、不登校児童生徒がさらに増加していくなれば、他の市町村教育委員会で試みられている「学びの多様化学校」の設置も視野に入れておくとよいと思われる。</li> </ul>
----------	---

**過去に学識経験者から受けた意見・助言**

意見・助言	コロナ禍の影響で全国的にも不登校の児童生徒数が増加傾向にある。その中で学生フレンドの取組みが一定の成果をあげているので、派遣回数や適応指導教室での支援の充実に期待したい。
対応	● 令和5年度に学生フレンド事業の拡充し派遣回数を増加した。また学生フレンドの校内教育支援ルーム等での活用を促進した。
意見・助言	守口市の小学校等において、暴力件数といじめ認知件数が増加していることは由々しき問題である。1人1台のタブレット端末を使って、子どもの気持ちを可視化できるようにしていくことに期待したい。
対応	● 1人1台の端末を活用して子どもの様子を見取ることができるよう、手立てや取組内容の整理を行った。令和6年度より日々の回答をとおしてデータを蓄積できるアンケート項目を、児童生徒に向けて配信する。
意見・助言	「今の自分が好き」という質問への肯定的回答が低い現状を踏まえ、キャリア・パスポートの活用を通じて、自己の成長を自覚できるような取組みの、より一層の推進をお願いする。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人一台端末を活用した健康観察の令和6年度実施に向けた準備を行った。</li> <li>● 校長会でキャリア・パスポートを通じて教育活動の見直しを図る実践事例について共有するとともに、中学校におけるキャリア教育全体計画の改善について助言した。中学校区での取組みの共有により、令和5年度では3ポイント以上の向上が見られた。 小：67.2%→70.2%、中：62.3%→67.2%(R4→R5)</li> </ul>

**参考となる図表**

**具体的な取組み1. 肯定的回答の割合**

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より(R4→R5)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
将来の夢や目標を持っていますか	77.6% → 79.9%	57.3% → 58.6%

**具体的な取組み2. 肯定的回答の割合**

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より(R4→R5)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
学級の友達(生徒)との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広めたりすることができますか	73.7% → 81.8%	77.4% → 79.0%

### 具体的な取組み3. 肯定的回答の割合

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より(R4→R5)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	92.5% → 95.3%	92.5% → 91.8%

### 具体的な取組み5. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用

スクールソーシャルワーカーが関わった 支援対象児童生徒の抱える問題	件数(件)
①不登校	370
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	244
③友人・教職員等との関係の問題(②を除く)	104
④児童虐待	188
⑤貧困の問題	31
⑥ヤングケアラー	26
⑦家庭環境の問題(④⑤⑥を除く)	442
⑧心身の健康・保健に関する課題(②④を除く)	84
⑨発達障がい等に関する問題	226
⑩性的マイノリティ	0
⑪その他	19
合計	1,734

### スクールカウンセラー相談件数

(件)

年度	配置	内訳			合計
		小学生	中学生	その他	
令和5年度	小学校(2校)	527	0	4	4,373
	中学校(7校)	524	1,218	267	
	義務教育学校(1校)	476	1,090	267	
令和4年度	小学校(2校)	846	0	17	3,917
	中学校(7校)	628	1,420	260	
	義務教育学校(1校)	685	44	17	
令和3年度	小学校(2校)	374	0	0	3,105
	中学校(7校)	852	1,472	261	
	義務教育学校(1校)	69	69	8	
令和2年度	中学校(7校)	918	1,234	196	2,395
	義務教育学校(1校)	34	9	4	

※中学校配置のスクールカウンセラーは校区の小学校を含めて支援している。

※令和3年度より小学校2校に配置。



## 具体的な取組み6. 肯定的回答の割合

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より(R4→R5)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	94.7% → 96.7%	95.6% → 93.4%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか	67.0% → 71.4%	65.0% → 64.3%

## 具体的な取組み8

児童生徒の問題行動・被害に関する月別調査より

暴力行為の件数

年度	小学校等	中学校等
令和5年度	332件	100件
令和4年度	287件	77件
令和3年度	196件	38件

暴力行為を2回以上行った人数

年度	小学校等	中学校等
令和5年度	68人	21人
令和4年度	58人	11人
令和3年度	40人	7人

不登校児童生徒数

年度	小学校等	中学校等
令和5年度	143名	223名
令和4年度	135名	190名
令和3年度	117名	173名

### ※1【キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を振り返ったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材。

### ※2【キャリア教育】

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。

### ※3【チーム学校】

地域社会の様々な人たちが学校の教育活動に参画し、適切なカリキュラムマネジメントの下で教職員と協働すること「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)」

### ※4【スクールカウンセラー】

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行う心理士等。

### ※5【スクールソーシャルワーカー】

社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる人材。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等において見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※6【不登校】

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※7【適応指導教室(ふれあい教室)】

心理的または情緒的な原因で登校できない児童生徒が、指導員の支援を受けながら、ともに集団生活を送ることで、社会的自立をめざすところ。

重点項目9		評価
学校経営の改善		○
No.	内容	
	迅速・的確な対応ができる組織力の向上に向けた校長のリーダーシップの発揮	
1	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校長のリーダーシップのもと、教職員が業務を分担しながら諸課題に取り組む体制づくりを推進した。</li> <li>● 児童支援コーディネーターが中心となり、COCOOを活用した朝の出欠確認や連絡体制のシステムを構築するなど、組織力の向上にかかる市立学校の好事例を校長会等で紹介し、改善を促した。</li> <li>● 全教職員の時間外勤務時間(ガイドラインで示す上限の年間360時間以内)の割合に改善した。 R4:41%→R5:49%</li> </ul>
	首席の活用や事務職員の校務運営への参画による学校運営体制の強化	
2	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 首席(※1)が企画委員会で意見の取りまとめ、職員会議に向けての調整を図ることや事務職員が予算委員会に参画し、資料作成や意見の集約を中心となって行う等で、校長を中心とした学校運営体制の強化に繋がった。</li> </ul>
	ホームページ等を活用した積極的な情報発信	
3	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昨年度に引き続き、学校家庭間デジタル連絡ツールや、Xによる情報発信に努めた。学校家庭間デジタル連絡ツールの登録率は全校平均で96%に上り、おたよりを全て電子化した学校もあり、活用が広がっている。</li> </ul>
	学校・保護者双方の負担軽減及び連絡の迅速化をめざした学校・家庭間デジタル連絡ツールの積極的な活用	
4	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校に正式導入し、欠席連絡を効率化。今後、おたよりの電子化等、さらなる活用の拡大をめざす。</li> </ul>
	社会の進展に対応した教育の推進に向けた、大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用	
5	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業や市民団体による出前授業や授業支援の新たな取組みが増加した。 小:14件→82件、中:27件→112件(R4→R5)</li> <li>● 協定大学インターンシップ実習生と受入れ希望のある4校とのマッチングを行った。</li> </ul>

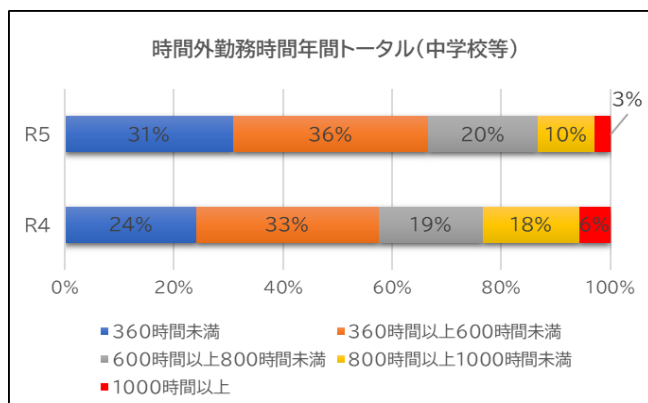
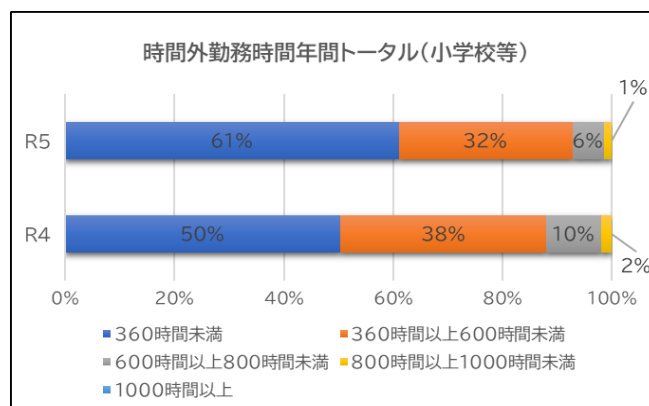
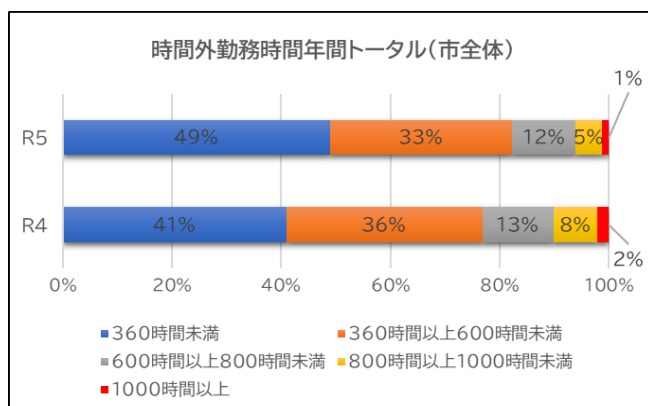
学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化	
6	<p><b>具体的な取組み及び実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 八雲中学校区(八雲小)では、地域の和菓子屋と連携し、児童がデザインした和菓子を卒業生にプレゼントする授業が展開された。</li> <li>● 第一中学校区では、児童生徒がデザインしたキャラクターを学校運営協議会で選定し、校区のオリジナルキャラクターに位置付けることで各ボランティアの募集を行った。</li> <li>● 梶中学校区では、「不登校対策部会」で、登校に不安を抱える児童生徒を受け入れる校内教育支援ルームにボランティアとして待機し対応にあたる活動や、「学力向上部会」で市教育委員会による土曜日学習を実施していない他の土曜日に学習会を開催する活動を行った。</li> </ul>
学校運営協議会による学校関係者評価を踏まえた取組みの改善・充実	
7	<p><b>具体的な取組み及び実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一人一台タブレットをより有効に活用した授業改善が必要では」との意見を踏まえ、協働学習支援ツール等を活用した「伝え合う」「書く」「読む」力を高める授業改善を推進した。(八雲小)</li> <li>● 「読書習慣の定着に向け、更なる読書活動の充実が必要では」との意見を踏まえ、学校図書館の活用を軸とした教科横断型の授業改善に取り組んだ。(金田小)</li> <li>● 「道徳教育の更なる充実が必要では」との意見を踏まえ、ゲストティーチャーを招聘した道徳の授業が実践された。(八雲中)</li> <li>● 「地域住民も子どものために何とか頑張りたいと思っている」との意見を踏まえ、商店街の方と連携した総合的な学習の時間の実施や、職場体験の充実に努めた。(さつき学園)</li> </ul>
	<p><b>学識経験者の意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員の働き方改革が進まなければ、教育の未来は無いといっても過言ではないと考える。人材確保、教育の質向上の観点からも喫緊の課題であるという認識を持ち、教育関係者が一丸となって取組みを進めていただきたい。</li> <li>● 商店街と連携した「地域に開かれた教育課程」づくりのような連携を増やして、子どもたちを学校と地域の人たちと一緒に守り育てていくことを期待したい。</li> </ul>

過去に学識経験者から受けた意見・助言	
意見・助言	首席の全校配置を期待したい。
対応	● 令和7年度には全校配置の見込みである。
意見・助言	デジタル連絡ツールの普及・定着とその効果に期待する。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者登録率の全校平均 令和4年度末:87%→令和5年度末:96%</li> <li>● 朝の欠席連絡による電話対応時間の削減 ▲5,131時間 ※欠席連絡の件数を1件3分と仮定して算出。</li> <li>● 情報発信の頻度が増えた学校も。</li> <li>● 場所や時間を選ばず欠席連絡ができる、集団登校に連絡帳を持っていく必要がなくなったなど利便性が上がったというお声をいただいている。今後、活用促進に取り組み、保護者と学校双方の利便性向上をめざす。 保護者アンケートの肯定的評価 68%</li> </ul>

意見・助言	Xによる情報発信が、炎上を招かないよう複数の職員によるチェック体制を構築すべき。
対応	● 投稿にあたっては、各課長まで決裁を実施し、炎上しないことはもちろん、親しみやすさを感じてもらえるように留意している。
意見・助言	教職員の働き方改革は、まだ道半ばである。時間外勤務時間は、昨年度とくらべて減少しているものの、依然として高い値にある。月45時間を超える時間外勤務時間の教職員の割合が小学校で24.6%、中学校で49.1%となっているのは問題である。特に中学校での時間外勤務を減らす努力に期待したい。
対応	● 学校・家庭間デジタル連絡ツール(COCOO)や業務終了メッセージを導入した結果、ガイドラインの上限(年間360時間)超えに改善した。 市全体:59%→51%(−8%)、小:50%→39%(−11%)、中:76%→69%(−7%)(R4→R5) ● 令和6年度より、部活動における「標準活動時間」を設定した結果、中学校における4~6月の月あたりの時間外勤務時間(平均)が改善した。 4月:53.21時間→43.47時間(−9.34時間)、5月:51.58時間→37.44時間(−14.14時間)、6月:49.25時間→38.39時間(10.46時間)(R5→R6)

### 参考となる図表

#### 具体的な取組み1. 時間外勤務時間



#### 時間外勤務時間の月平均(時間)

	R4	R5	前年比
校長(全)	52	49	▲ 5.8%
校長(小)	46	43	▲ 6.5%
校長(中)	59	58	▲ 1.7%
教頭(全)	52	48	▲ 7.7%
教頭(小)	49	42	▲ 14.3%
教頭(中)	62	57	▲ 8.1%
教諭等(全)	35	31	▲ 11.4%
教諭等(小)	29	26	▲ 10.3%
教諭等(中)	46	40	▲ 13.0%

## 具体的な取組み2. 守口市立学校の首席の配置状況

年度	小学校等 (全13校) ※令和5年度までは14校	中学校等 (全8校)
令和6年度(予定)	12校	7校
令和5年度	12校	8校
令和4年度	10校	5校

## 具体的な取組み5. 大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用

### 【小学校等】

単位:件

分類	内容	R5	R4
安全教育	水難事故防止教育、交通安全教室、防災設備研修	7	3
環境学習	SDGs出前授業	4	2
教育機関との連携	インターンシップ等	5	2
キャリア教育	キャリア教育	1	1
非行防止	非行防止教室、薬物乱用教室	10	2
文化振興	守口歴史学習、伝承遊び	7	4
授業支援	授業支援等	2	-
平和教育	被ばく体験伝承講和	4	-
スポーツ振興	トップアスリートふれあい事業、卓球出前授業	6	-
人権教育	手話体験、車いす体験、点字体験、アイマスク体験、障がい者理解教育、盲導犬体験	11	-
研修講師等	支援教育、授業づくり	14	-
地域協働	本の読み聞かせ	5	-
農業体験	芋掘り体験、柿の渋抜き体験、田植え・稲刈り体験	5	-
国際理解	外国についての講演	1	-

計 82 14

### 【中学校等】

単位:件

分類	内容	R5	R4
安全教育	交通安全教室、防災設備研修	2	1
教育機関との連携	インターンシップ等	2	1
キャリア教育	キャリア教育	8	1
非行防止	非行防止教室、薬物乱用教室	1	-
授業支援	授業支援等	1	8
スポーツ振興	トップアスリートふれあい事業、卓球出前授業	1	-
人権教育	手話体験、車いす体験、点字体験、アイマスク体験、障がい者理解教育、盲導犬体験	-	2
研修講師等	支援教育、授業づくり	6	-
国際理解	外国人の母国の紹介	3	-

計 112 27

大学留学生による出前授業の様子



アメフト選手による出前授業の様子



※1【首席】

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

重点項目10		評価
教職員の資質向上・研修の充実		○
No.	内容	
1	教職員の資質向上を図るため、研修受講履歴の活用	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中教審「新たな教師の学び(※1)の姿」や教職員研修制度の周知と、教職員研修プラットフォームの令和6年度本格稼働に向け、大阪府と連携し教職員情報の作成を行った。</li> </ul>
2	児童生徒の内面を理解し、個に応じた対応を心がける児童理解と人権感覚を高めるため、計画的な教職員研修の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒理解にかかる教職員研修を5講座実施した。</li> </ul>
3	授業力(ICT活用指導力を含む)の一層の向上のための課題に応じた校内研修の実施	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● iPadを使った個別の学びや協働的な学びの手法や実践事例など日常の授業研究に関わる情報を多く発信した。また、研修や会議の実施方法及び内容を充実させ、各校の校務や校内研修におけるICT活用の推進を図った。</li> <li>● 学校質問紙調査(R5全国学力・学習状況調査)「教員がコンピュータなどのICT機器の使い方を学ぶために必要な研修機会がありますか」の肯定的回答がICTを活用した校内研修が充実した。 小:92.9%(全国:95.9%)、中:100%(全国:91.1%)</li> </ul>
4	専門的な知識・経験を有した外部講師や指導教諭やオンライン等の活用による多様な研究・研修の推進	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校内研究にかかるヒアリングを各校年2回実施し、研究テーマ設定や研修実施方法を含めた年間研修計画について助言を行った。</li> <li>● 学校質問紙調査(R5全国学力・学習状況調査)「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか」の肯定的回答が以下のとおりで、外部講師等の活用による校内研修が行われた。 小・中:100%(全国小:98.3%、中:93.4%)</li> </ul>
5	自己点検と客観的評価による教職員の資質向上のための評価・育成システム(※2)の活用	
	具体的な取組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育目標等を踏まえ、全教職員が個別の目標を主体的に設定した上で、その実現に向けた取組みが推進された。</li> <li>● 自己評価や校長等による評価についても、適切な時期・方法により実施された。</li> </ul>



6	発達段階の継続性を考慮した指導方法の工夫のための学校と認定こども園等との合同研修会の開催	
	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども施設課主催の教育・保育合同研修を全10回開催した。</li> </ul>
7	ハラスメント・体罰禁止や個人情報の保護等、法令の遵守を徹底するため、「不祥事防止に向けたワークシート集(※3)」等を活用した取り組み	
	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎月の校長会で、「不祥事防止に向けたワークシート集」を活用しサービスに関する事例検討の機会を設けるなど啓発を行った。</li> <li>● すべての学校において月1回以上、サービスに関する研修が実施された。しかしながら、個人情報保護委員会への報告が必要な個人情報漏洩事案が3件生じた。</li> </ul>
8	指導が不適切な教職員等の把握及び適切な支援と指導	
	具体的な取り組み及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校訪問や人事ヒアリングにおいて、教職員の勤務状況の把握に努め、必要に応じて学校長に対する指導や学校支援員の派遣を行った。 R4末時点:5名→R5末時点:3名</li> </ul>
学識経験者の意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員によってICT活用指導力に差が出ないように、個々の習熟度やニーズに応じた研修機会の充実に引き続き努められたい。</li> <li>● iPadを使った授業や協働的な学びの手法によって、子どもたちの学力とどのような相関があるかについて、研究をしていくことが期待される。</li> </ul>

過去に学識経験者から受けた意見・助言	
意見・助言	教職員一律ではなく、個々の課題や経験年数、ニーズに応じた研修を実施している点が評価できる。
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリアに応じた研修を適切に実施している。また、夏期及び冬期に実施する教職員研修については、市の教育課題に沿ったテーマ及び内容とし、令和5年度は延べ471人が参加した。</li> </ul>

#### ※1【新たな教師の学び】

教員免許更新制の廃止に伴い、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年7月1日、令和5年4月1日施行)が定められ、新たな研修制度が実施される。新たな教師の学びを実現していくために、研修履歴とプラットフォーム(研修コンテンツの収集・整理・提供システム)を活用することが明記されている。

#### ※2【評価・育成システム】

教職員が学校の目標を共有し、その達成にむけた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、すべての教職員を対象に平成16年度から実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。

#### ※3【不祥事防止に向けたワークシート集】

令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集。

重点項目11		評価
教育環境の充実		○
No.	内容	
	教育環境向上への取組み	
1	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏季における熱中症対策、災害時における避難所環境向上の一環として、今後大規模な施設整備を予定している守口小学校や八雲中学校区の学校を除いた市立学校全校の屋内運動場に空調設置及び照明器具のLED化を実施した。</li> </ul>
	守口小学校建替えに向けた取組み	
2	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域・学校を中心としたワークショップの開催(各1回)</li> <li>● 仮設校舎の建設に着手した。(令和6年7月完成予定)</li> <li>● 校舎の実施設計を完了した。</li> </ul>
	八雲中学校区義務教育学校設置に向けた取組み	
3	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 八雲中学校区義務教育学校の建設に向けて、プロポーザル方式により、設計業者を決定。</li> <li>● 下島小学校の閉校及び八雲小学校への統合準備を完了。(令和6年4月1日統合)</li> <li>● 八雲中学校区義務教育学校の建設は、高規格堤防との合同事業になることから、淀川河川事務所と連携を図りつつ住民説明会を3回実施。</li> </ul>
	学識経験者の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての市立学校で屋内運動場への空調設置と照明器具のLED化が実現し、子どもにとって安全・安心で快適な学校環境作りが進展していることを高く評価したい。</li> </ul>

### 参考となる図表

#### 具体的な取組み1. 教育環境向上への取組み



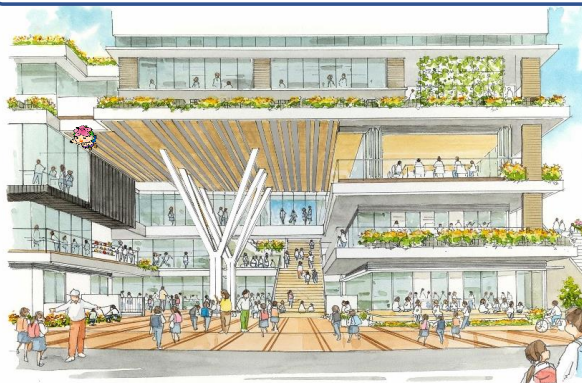
## 具体的な取組み2. 守口小学校建替えに向けた取組み

### 新しい守口小学校のイメージ



## 具体的な取組み3. 八雲中学校区義務教育学校設置に向けた取組み

### 新しい八雲中学校区義務教育学校のイメージ



## II 教育委員会の点検・評価の結果について

<b>社会教育</b> <b>基本方針 5</b>	<b>生涯学べる社会をつくる</b> ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現
<b>方針目標</b>	
<p>市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりをめざします。</p>	

重点項目12		評価
社会教育の振興		○
No.	内容	
学習機会・情報の提供		
1	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立図書館の自習室、自習スペースを16席増席することで、市民の学習機会の提供に繋がった。</li> <li>● 市民の関心度の高い図書専用スペースを設けることで、市民のより一層の利用を促し、情報提供機能の充実に繋がった。</li> </ul>
教育コミュニティの形成・支援		
2	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 守口市地域コーディネーター連絡会(※1)の活動を支援することで、地域の教育環境づくりの推進に努めた。</li> </ul>
市立図書館の蔵書数の拡充とレファレンスサービス(※2)の充実		
3	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 守口市立図書館運営方針の蔵書数拡充計画に基づいた蔵書数の拡充及び図書館スタッフが研修を受講し、スキルアップするなどして、レファレンスサービスの充実を図ったことで、市立図書館の来館者数及び図書貸出冊数の増加に繋がった。</li> </ul>
もりぐち電子図書館(※3)の充実と図書サービス利用者登録の電子申請化		
4	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● もりぐち電子図書館の蔵書数の拡充及び内容の充実を図った。また、市のオンライン申請システムを利用し、図書サービス利用者登録を電子申請でも可能にしたことで、貸出冊数の増加及び図書サービス利用希望者の利便性の向上に繋がった。</li> </ul>
学校図書館との連携強化及び児童生徒の学習の機会への支援		
5	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校を対象とした貸出パックの新設や学校図書館司書の会議に市立図書館の司書が参加するなど、連携強化を図った。また、市内小学校新1年生全員を対象に図書りようしゃカード申込書及び読書通帳の配布を行ったことで学習機会の充実に寄与した。これらのことから、学校への図書団体貸出冊数の増加に繋がった。</li> </ul>
子ども読書活動の推進		
6	具体的な取組み 及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間109回のおはなし会、絵本作家の絵本ライブ、図書館でのおしごと体験、ワークショップ、ビブリオバトルなど、読書に関連する様々なイベントを開催し、子ども読書活動の推進を図ったことで、市立図書館の児童図書貸出冊数の増加に繋がった。</li> </ul>

青少年(※4)の健全育成を目的とする団体への支援	
7	<p><b>具体的な取組み及び実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年の健全育成に取り組む団体に対して、事業経費の一部補助を行った。申請団体は昨年度同様、19団体となった。</li> <li>● 守口市青少年育成指導員連絡協議会に対して、青少年育成指導事業の振興を図ることを目的に、補助金を交付した。その補助金を基に各校区で様々な事業を実施し、地域間の交流や大人と子どもの絆を深めることができた。</li> <li>● 市広報誌1月号に青少年育成指導員の活動内容等を掲載し、青少年育成指導員の重要性について広く周知した。</li> </ul>
もりぐち歴史館「旧中西家住宅」(※5)の活用・啓発及び市立図書館での文化財の展示	
8	<p><b>具体的な取組み及び実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● もりぐち歴史館において四季折々のイベントの実施や市内小学校、認定こども園の見学を受け入れることで、来館者数の増加に繋がった。</li> <li>● 市立図書館の郷土資料展示室において貴重な文化遺産の常設展示や展示物について講座を行うことで、市民の文化財に対する認知度の向上に繋がった。</li> </ul>
<p><b>学識経験者の意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校図書館と市立図書館との連携強化により、学校への図書団体貸出冊数が大幅に増加し、授業での活用が進んでいることを高く評価したい。</li> <li>● 守口市立図書館で図書館お仕事体験やワークショップ、ビブリオバトル等、意欲的な活動を高く評価したい。また、学校との連携で、調べ学習パック、朝読パックなど工夫がなされている。これらを高く評価したい。</li> </ul>	

### 参考となる図表

#### 具体的な取組み3. 市立図書館の蔵書数の拡充とレファレンスサービスの充実

市立図書館の来館者数及び図書貸出冊数

年度	蔵書冊数(冊)	市立図書館来館者数(人)	図書貸出冊数(冊)
令和5年度	217,529	319,808	353,276
令和4年度	207,791	307,980	344,522
令和3年度	197,460	256,696	281,083



守口市立図書館（令和2年6月開館）

#### 具体的な取組み4. もりぐち電子図書館の充実と図書サービス利用者登録の電子申請化

もりぐち電子図書館の貸出冊数

年度	電子図書貸出冊数(冊)
令和5年度	10,345
令和4年度	5,994



もりぐち電子図書館は、令和4年7月からサービス開始

#### 具体的な取組み5. 学校図書館との連携強化及び児童生徒の学習の機会への支援

学校への図書団体貸出冊数

年度	学校への図書団体貸出冊数(冊)
令和5年度	3,729
令和4年度	1,787
令和3年度	297

#### 具体的な取組み6. 子ども読書活動の推進

市立図書館の児童図書貸出冊数

年度	児童図書貸出冊数(冊)
令和5年度	180,131
令和4年度	174,891
令和3年度	143,795

#### 具体的な取組み7. 青少年の健全育成を目的とする団体への支援

青少年関係団体補助金制度

年度	申請団体数	予算額	決算額
令和5年度	19	750,000	570,000
令和4年度	19	750,000	570,000
令和3年度	19	750,000	570,000

青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施

	守口市こどもまつり(人)	中学生スポーツ大会(人)	こども会親善スポーツ大会(人)	こども会駅伝競走大会(人)
令和5年度	7,000	22	220	288
令和4年度	中止	中止	360	620
令和3年度	中止	中止	中止	中止



## 具体的な取組み8. もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の活用・啓発及び市立図書館での文化財の展示

もりぐち歴史館の来館者数

年度	来館者数(人)
令和5年度	2,353
令和4年度	1,809
令和3年度	1,085

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」(守口市指定有形文化財)



### ※1【守口市地域コーディネーター連絡会】

中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施することで、地域の教育環境づくりに取り組んでいただいている団体。

### ※2【レファレンスサービス】

資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

### ※3【もりぐち電子図書館】

デジタル化された書籍をパソコンやタブレット、スマートフォンなどで、いつでもどこでも検索・貸出・返却・閲覧・予約などができる非来館型のサービス。

### ※4【青少年】

ここでは、青少年関係団体補助金交付要綱に規定する18歳未満の者を指す。

### ※5【もりぐち歴史館「旧中西家住宅」】

大阪府内で唯一農村にある武家屋敷で大変貴重な建物であり、平成10年2月18日に、「主屋」「大門」という建物を守口市の指定有形文化財に指定。この大切な文化財を末永く伝えていくため、市が平成11年から保存・修復工事を始め、1年9ヶ月をかけて平成13年3月に完成。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として平成13年7月に開館。